は土地は各省大臣之れを公賣に付し其の代價より公賣に關する費用及び損失金額を差引し剩餘あるときは之れを出納官吏に返付す又若し身元保證金を以て損失金の辨償に充つるに足らざるときは其の不足は出納官吏より徵收すべし出納官吏數職を兼務したるが爲め各職毎に身元保證を爲したるときと雖も身元保證金は出納官吏の責任其の何職を行ひたるより生じたるを問はず流用して辨償に充てしむ。

又若し保證人を以て身元保證金の免除を得たる官吏損失金の辨償を命ぜられたる場合に於て辨償すること能はざるときは其の保證人をして損失金辨償の責に當らしむ。

出納官吏の身元保證金は其の解職後に於て會計檢査院が其の官吏の執行したる會計事務に付責任解除を與へたる後に之れを還付するものとす。

還付

第六章　年度相互の關係

第一節　年度所屬

歲入歲出の關係

第一、年度收支の原則

會計年度は毎年四月一日を以て始まり翌年三月三十一日を以て終るものなることは既に述べたる所なり而して此の會計年度を定めて年度の間に區劃を設けたるは是れに依りて會計の計劃を明白ならしめ計算に重複を生じ事業に不均衡を生ずるが如きこと無からしむるに在り從て年度に關して收入支出に左の如き原則あり（會計法第十一條）

毎會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額は其の年度の歲入を以て之れを支辨すべし。

經費と經費の關係

茲に政府の經費に充つる所の定額とは豫算に定めたる經費の總額のことなり政府が既に豫算を以て一會計年度毎に歲入歲出を定め其の歲入出は相當ることを常規としたる以上は甲年度の歲出額は同じく甲年度の歲入を以て支辨すべく乙年度の歲入を以て支辨すべからざるものなること言を俟たずして明かなり。

以上は歲入と歲出との關係なるが更に一年度の經費と他年度の經費との關

係に付て見るも亦同樣のことを言ひ得べし會計法第三條に曰く。

各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず。

と茲に各年度に於て決定したる經費の定額とは即ち豫算に於て定めたる歳出額の謂なり此の歳出額は其の年度に屬すべき經費に充つることを得るものにして他の年度に屬すべき經費に充つることを得ざるや亦明了なり。

例を擧げて以上の二原則を說明せば例之一國の或る年度に於ける歳出額が一億圓として豫算に決定せられたりとせば之れに對する歳入額も亦一億圓以上ならざるべからず歳入額が僅かに八千万圓又は九千万圓にして歳出に比較して不足を生じ其の結果來年度の歳入を以て支辨せんとするが如きは不可なり又以上の歳出額一億圓は必ずや其の年度內の經費に充てざるべからず八千万圓又は九千万圓だけは其の年度の經費に充て餘りの一千万圓又は二千万圓は次年度の經費に充つると云ふが如きも亦不可なり。

以上の二原則は原則として極めて明白なり然れども之れを實際に適用するに當りて果して何等の疑問なしやと云ふに事實は決して然らず必ずや種々の場合に遭遇して或る經費又は收入が甲年度に屬するものなりや又は乙年度に屬するものなりやの疑問を解決する必要に迫るべし若し此の疑問を解決すること能はずんば以上の原則は實際問題に當りて其の効用極めて少きことゝなるべし是れ吾輩が茲に年度相互の關係の題下に第一に年度所屬を論ぜんとする所以なり。

第二、歳入年度所屬

一概に歳入と云ふも其の種類は種々に分たるべし公經濟的のものあり私經濟的のものあり納期の一定したるものあり一定せざるものあり告知書を發して收入するものあり告知書を發することなくして收入するものありて一ならず今我會計規則第一條に從ひ順次之れが說明を試むべし。

(一)納期の一定したる收入

納期の一定したる收入は主として租稅を稱するものとす即ち地租の如きは之れを六期に分ち九月、十一月、十二月より一月、二月、三月、五月とし所得稅の如き

は四期に分ち九月、十一月、一月、三月となし酒造稅の如きは亦四期に分ち七月、十月、二月、三月となすが如し然れども納期の一定せる收入は必ずしも租稅に限らず租稅中にも納期の一定せざるものあり例之官有土地の貸下料の如き是れなり。

此等の收入は凡て其の納期末日の屬する年度に屬す可きものとす例之地租の第五期は三月一日より三月三十一日までに納付せざるべからずとせば其の年度所屬は甲年度たるべきなり然るに地租の第六期は五月一日より同三十一日までに納付せざるべからず故に其年度所屬は甲年度にあらずして乙年度なりと云ふべし。

然るに玆に疑問たるは例之地租の第五期分に對し納額告知書を發するは普通は納期終了前にあること言を俟たずと雖も時としては或る事情の爲めに後れて四月に至り始めて告知書を發することなしとせず此の場合に於ては以上の規定に從ふやと云ふに然らず會計規則第三十一條の二に曰く。

納期の一定したる收入にして納期所屬の年度に於て納額告知書を發せざる場合

ものは總て納額告知書を發したる年度の歲入に編入すべし。

と故に地租の第五期に付て四月一日以後に告知書を發したりとせば其の年度所屬は甲年度にあらずして乙年度なりとす此の規定は明治三十三年勅令第百二十七號を以て挿入したる所にして此の規定にて決定を與へたるなり。

(二)隨時の收入にして納額告知書を發するもの

納額告知書を發するものにして隨時の收入たるものは官業收入官有物拂下代若くは罰金科料等に於て見る所なり此等のものは凡て納額告知書を發したる日の屬する年度に屬すべきものとす例之或る人が明治四十一年三月二十八日に違警罪を犯し翌四月一日一圓の科料に處すべき旨の宣告を與へられたりとせば此の收入は四十年度所屬にあらずして四十一年度所屬なり又同じく三月三十一日競爭入札によりて官廳不用品五百圓を某に拂下ぐることゝなり翌四月二日に納入告知書を發したりとせば是れ亦四十一年度所屬の收入となるなり。

(三)隨時の收入にして納額告知書を發せざるもの

納額告知書を發せざる隨時收入は印紙の賣下げ鐵道汽車賃等に見る所なり此の種のものは第一の如くに納期一定せず又第二の如くに納額告知書を發せず故に其の納付義務の確定したる日を以て所屬年度を決定するの便宜なし故に此の場合には止むを得ず其の現金を領收したる日の屬する年度に屬するものとするの外なし故に例之吾輩が東京の新橋にて三月三十一日に切符を購ひ西京に旅行したりとせば其の西京着は四月一日以後に亘るとするも其の汽車賃は甲年度に屬して乙年度に屬せざるなり。

第三歲出の所屬年度

歲出の所屬年度は分ちて左の五種となす(會計規則第二條)

(一)公債の元利賞勳年金恩給諸祿

此等のものは凡て豫め法律其の他に依り仕拂期日を定むるものとす例之整理公債條例第十三條に依れば整理公債の利子仕拂期日は毎年六月一日より二十五日までと十二月一日より二十五日までとの二回とす又勳章年金支給細則

第四條に依れば年金は半額を毎年六月十二月の兩回に支給するものとす其他恩給に在りては官吏恩給法施行規則は其の第七條に於て恩給は其の年額を四分し四月七月十月一月に於て其の三箇月分を支給することを規定す。

以上の如く仕拂期日の豫め定められたるものに在りては其の所屬年度は仕拂期日の屬する年度なりとす故に例之前述せる恩給に在りては一二三月分を四月に於て下附するものなるも其の所屬年度は甲年度にあらずして乙年度なりと云はざるべからず。

(二)諸拂戻缺損補塡

茲に諸拂戻とは一旦政府に納附せられたるものにして再び納人に拂戻さるるものを云ふ例之醬油稅則(明治二十一年勅令第四十七號)第十三條に於て。

外國に輸出する醬油は輸出の節稅關の檢査を受け置き輸入港稅關の陸揚免狀若くは其他證憑と爲るべき書類に該港在留の我國領事の檢印を受け之れを輸出港の稅關に差出し造石稅の下戻を請求することを得。

と規定せるが如し其他輸入原料砂糖戻稅法第一條醫藥用工業用酒精戻稅法第

一條にも同樣なる規定あり又租稅なると租稅外なるとを問はず過誤納ありたる場合に其の後に至り之れを發見したるときは同じく拂戻を爲すものとす。

次に缺損補塡とは歲入歲出にかゝる現金が火災又は盜難等のため不足せし場合に於て其の不足を塡補するの謂なり此の諸拂戻及び缺損補塡に充つべき金額は豫算の上に於て大藏省所管中に集中せしめ置くものとす明治四十一年度總豫算によれば諸拂戻金は七百五十萬圓缺損補塡金は二万九千五百五十二圓合計七百五十二万圓餘なり。

以上の諸拂戻幷に缺損補塡の年度所屬は其の拂戻又は補塡の決定を達したる日の屬する年度に屬するものとす故に例之過誤納ありとして三月二十五日に其の拂戻の決定を達し而して實際現金の仕拂はれたるは四月十日なりとせば其の年度所屬は乙年度にあらずして甲年度たるものとす

(三)俸給手數料旅費等

此等のものは其の支給すべき事實の生じたる時の屬する年度を以て其の所屬年度とす故に其官吏なるものありて地方に出張を命ぜられ三月十日より翌

四月十日まで旅行して歸廳したりとせば三月十日より三十一日までは甲年度の經費として支出すべく四月一日より十日までは乙年度の經費として支出すべきものとす唯茲に注意すべきは前述せる某官吏が琉球に出張を命ぜられ汽船に乘りたりとせば其の汽船賃の內果して何程が甲年度支出の分にして何程が乙年度支出の分なるや知るべからざることあり此の場合に於ては內國旅費規則（明治三十年勅令第三百三十三號）第七條に規定あり曰く。

年度若くは日に依りて旅費を區分して計算するの必要ある場合に於て汽車旅行若くは水路旅行にして其の區分判明ならざるときは最近の到着地に著したる日を以て其の路程を區別して計算す。

其の他退官賜金年末賞與の如きは其の支給すべき事故は辭令の附與に依りて生じたるものなるが故に實際現金の送附は何時なりとするも其の辭令の附與せられたる日の屬する年度を以て其の所屬年度と爲すべきものとす。

(四)廳中雜費土木建築費其他物件の購入代價の類

此等のものは契約を爲したる日の屬する年度に屬するものとす然るに政府

幷に會計檢査院共に「契約を爲したる日」とは「契約に因りて仕拂義務の確定したる日」と云ふ意味に解することゝなせり蓋し年度末に至り豫算に剩餘あるときは乙年度に屬する經費を支辨せんとする弊害は徃々免れざる所なるが故に此の弊害を防止せんとするに外ならざるなり今會計檢査院決算檢査報告に依りて其の實例を示すべし明治三十五年陸軍省所管歲出經常部中に曰く。

檢査報告中の實例

陸軍野戰砲兵射擊學校の支出に係る千七百七十五圓は石版印刷器械一臺の購入代にして明治三十六年五月中現品の受入を爲したるものなるに之れが經費を本年度より支出したるは會計法第三條に違背したるものとす之に對する政府の辨明書に曰く。

會計檢査院檢査報告の通。

又明治三十七年度內務省所管歲出經常部中に曰く。

北海道廳の支出に係る千三百圓は明治三十八年三月二十八日乃至三十一日の間に購入したる郵便切手類の代價にして最近年度に於ける郵便切手類の購入高は一箇年度六百五十圓內外に過ぎざるに年度末に迫り此くの如く多額の購入を爲したる事由を當該官吏に推問せしに其答辨の要旨は從來林務課派出所等の通信運搬費は豫算額を定め配付したるも本廳に於て現品を購入し保管轉換を爲すことに改めたるを以て其の所要額と本廳使用の分に缺乏を來したるとに由り購入したりと云ふに在り然れども林務課派出所用郵便切手類は三十八年度に於ても所管各支廳に於て購入を爲しあるを以て答辨の事實を認むるを得ず右は翌年度の使用を目的とせる物品の代價を本年度經費より支出したるものにして會計法第三條に違背したるものとす。之に對する政府の辨明書に曰く。

會計檢査院檢査報告の通。

又明治三十四年度陸軍省所管歲出經常部中に曰く。

第二師團經理部の支出に係る千二百七十圓餘は軍馬補充部白河支部に於て購入したる農具馬療器械等の代價なり然るに右物品は明治三十五年四月實地檢査の際未だ納入を了らざりしものなるに故さらに納入を了したるが如く裝ひ之が經費を本年度より支出したるものなり依て本件は會計法第三條

に違背したるものとす。

之に對する政府の辨明書に曰く

右農具馬療器械等は明治三十五年三月に於て購入したるものなり然るに物品納付後に於て不合格品を發見せしに依り契約條項に基き現品の交換を命じ同年四月再納を了し同年六月代金の仕拂を爲したり依て之か經費の所屬を三十四年度と爲したるは不當にあらず。

但し以上の例外として土木建築費の如き契約の數年に涉ることを得べきものは契約に據り定めたる仕拂期日を以て區分すべきことゝせり。

(五)前各項に掲ぐる類別に入らざる費用

是れは總て仕拂命令を發したる日を以て年度の所屬を定むべきものとせり故に以上の如く仕拂期日、支給事實の發生日、義務の確定日等に由て研究するの要なく單に仕拂命令の發行せられたる日を見れば則ち足れり

第二節　整理期間

第一、仕拂命令の發行期間

既に前節に於て說明するが如く歲出の年度所屬は或は契約を爲したる日の屬する年度となし或は支給すべき事實の生じたる時の屬する年度と爲し或は拂戻補塡の決定を達したる日の屬する年度とし或は仕拂期日の屬する年度となす而して是等の場合に於て其の仕拂命令は必ずしも年度內なること能はざるものあり即ち其の所屬年度は甲年度なりとするも仕拂命令は乙年度に亘らざるを得ざることあり例之或る官廳にて常用の爲め机數脚を三月三十日に購入の契約を爲したりとせんに是れに對する仕拂命令の發行は都合上四月一日以後に亘ることはあり得べきなり是れ即ち仕拂命令發行の猶豫期間とも云ふべきものゝ必要なる所以なり會計規則は此の點につきて規定して曰く(第四十四條)

各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度五月三十一日限りとす。

と故に翌年度の四五兩月間は前年度の經費につきて仕拂命令を發することを

得べし此の期間を經過して前年度の經費に對する仕拂命令を發することを得ざるなり若し此の發行期間を後るゝときは後に說明するか如く唯過年度支出の手續を爲し得るのみ玆に「各年度に屬する經費を精算して」とは其の年度に屬する歲出豫算の款項の金額に對し是れまで支出したる經費を精算し其の殘額の範圍內にて仕拂命令を發行することを得る意なり。

此の期間を經過するとき

尙仕拂命令に對しては斯くの如く猶豫の發行期間を存すれども收入の告知書に對しては是れ無し收入の告知書は年度內に發行するを要することは旣に前節中に說明したるが如し。

第二、金庫出納期間

仕拂命令の發行期間に付き以上の如く猶豫を與へたりとせば之れに對する現金の仕拂に付て、より以上の猶豫期間を與へざるべからざるや論なし又收入に付て言ふも其の告知書は前述の如く年度內に發することを要すと雖も現金の納入は此の告知書に由りて爲さるゝものなるが故に例之三月二十日に告知書を發したりとせば之れに對する現金は四月一日以後に納付せらるゝことは

あり得べきことなり是れ收入に付ても現金受領に猶豫期間を要する所以なり而して我會計規則は此の點に付ても其の第三條に規定して曰く。

此の期間を經過するとき

毎年度所屬歲入歲出金を金庫に於て出納するは翌年度六月三十日限りとす故に歲入金と歲出金とは均しく六月三十日を以て出納期間とするものなり而して此の六月三十に至るも尙ほ仕拂の請求なきときは如何と云ふに會計規則第四十七條の規定あり曰く。

各年度の仕拂命令にして翌年度六月三十日までに仕拂の請求なき仕拂命令濟金額に相當する資金は會計法第二十條の歲計剩餘に組入れず國庫に於て繰越整理すべし。

と即ち七月一日に仕拂命令を持參して請求する者あるときは翌年度の歲入に繰入れず獨立せしめたる資金(仕拂命令濟現金交付未濟額)中より仕拂ふべきものとす。

又收入即ち現金の納付が七月一日に亘る場合には如何と云ふに會計法はいはゆる過年度の收入として其の現年度(前年度にあらず)の歲入に組入るゝことと

ゝせり(會計法第二十三條)

第三、主計簿締切

以上の如く年度經過後仕拂命令の猶豫期間と現金出納の猶豫期間とを經過するとせば更に大藏省に備へ付けられたる主計簿を締切り以て當該年度に於ける收支の事務を完結したるものとす此の主計簿は即ち決算の基礎と爲るものなり主計簿の整理を爲し其の締切を爲すには現金出納の猶豫期間後若干の時日を要するものなり會計規則第百十九條に曰く。

各年度經過後七箇月の末日に於て大藏大臣は會計檢查官立會の上にて大藏省に備へたる主計簿を締切るべし。

茲に七箇月の末日と云へば十月三十一日に相當す此の七箇月の期間は明治三十五年勅令二百號を以て改正したる所にしてそれ以前は八箇月即ち十一月三十日を限りと爲せり即ち會計法第一條二項にも。

一會計年度所屬の歲入歲出に關する事務は翌年度十一月三十日までに悉皆完結すべし。

と規定の存する所以なり是れを以て或は會計法と會計規則との間に時日の牴觸あるものゝ如し然りと雖も會計規則は會計法の範圍內にて活用せらるゝものなるが故に會計規則の定むる期間が會計法の定むる期間よりも長期に亘らざる限りは牴觸ありと云ふことを得ず畢竟會計規則は會計法の範圍內にて更に適當なる時日を選定したるに過ぎざるなり。

第四、期滿免除

前述の如く政府が或る年度に屬する仕拂命令を發行し現金の出納を爲し及び主計簿の締切を爲すには各一定の期間ありて此の期日を過ぐることを許さず然れども此れは政府自己の會計事務上然るべしと云ふのみ政府と政府の債權者又は債務者との關係には何等の影響なきものとす例之明治四十年度中政府が商人より或物品の購入を爲したりとせん商人が其の年度內に代金を請求せりとせば其の關係は直に茲に結了せられて何等の議論なきも若し商人が翌年度五月三十一日までに仕拂命令を請求せず或は仕拂命令は受領せるも六月三十日までに現金受領の手續を爲さずとせば如何と云ふに此の場合に於て

も政府は依然として債務を負担するものにして設令以上の時日までに請求なしとするも政府は辭を之に藉りて責を逭るゝこと能はざるなり然れども政府と政府の債權者債務者との關係をして永遠に亘りて繼續せしむるは會計の整理上不便とする所にして民法上箇人の取引に時效の規定を認めたると同樣に此の場合に於ても亦時效を認むるの必要あるべし是れ會計法が特に「期滿免除」として規定を設けたる所以なりとす。

政府債務

期滿免除とは消滅時效の謂なり即ち一定の期限を經過すれば法律の規定に依りて債權債務の關係消滅することを云ふ而して其の期間に付ては民法上の時效は十年間之れを行はざるに因りて消滅することは第百六十七條に定むる所にして其の他例外規定あるも原則としては十年なりとす然るに政府との債權債務の關係に付ては之れよりも短き時效を認め會計の結了を付くるの必要ありとして原則として五年を以て債權債務に共通する消滅時效の期間となせり今政府の債務に關する時效の規定を擧ぐれば左の如し(會計法第十八條)

政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年內に債主より支出の請求若くは仕拂の請求をなさゞるものは期滿免除として政府は其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所に依る。

政府の債權

茲に支出の請求とは仕拂命令發行の請求にして仕拂の請求とは現金仕拂の請求を云ふ又特別の法律を以て定めたる場合とは整理公債條例第十四條に。

整理公債元利の支拂を請求せざるものあるときは元金は償還の月より滿十五箇年利子は支拂の期日後滿五箇年を過ぐれば之を支拂はざるべし

と規定せる如きものなり。

次に政府の債權に屬する時效に付ては會計法第十九條の規定あり曰く

政府に納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年內に上納の告知を受けざるものは其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所に依る。

茲に特別の法律を以て期限を定めたるものとは地租條例第二十五六條及び第二十七條に地目を變換し若くは第一類地を第二類地に爲さんとし免租地を

有租地に爲さんとし開墾を爲さんとする者は地方廳の許可を受くべく之れに違反する者幷に土地を欺隱し地租の逋脫を爲す者は地租の增徵を爲すものとす但し發覺の日より三年以前に遡ることを得ずと規定せるが如き關稅法第七條に關稅の徵收權は貨物輸入の日より滿二個年を經過したるときは時效に因て消滅すと規定せるが如き是れなり。

第五主計簿出納簿

前述せる大藏省備へ付の主計簿は會計の帳簿中最も重要なるものなり主計簿は豫算の整理を目的とし決算の基礎たるものにして現金の出納に付ては別に大藏省には日記簿原簿補助簿等の出納簿あり今此の重要なる帳簿に付て序を以て聊か說明を加ふべし。

主計簿の目的は現金の出納にあらずして豫算施行の結果を知るに在り而して其の記入の基礎たるものは。

(一)歲入主計簿に在りては歲入事務管理廳(各省大臣)の徵收總報告書にして。

(二)歲出主計簿に在りては金庫出納役の仕拂命令受領濟額報告書。

なりとす此の徵收總報告書は各省大臣が歲入徵收官の徵收報告書に依り歲入簿に登記したる上更に之れを基礎として調製するものなり而して歲入徵收官は金庫又は收入官吏より現金領收濟の通知を受くるの權利あり之れに由りて彼等は各項を

(1)歲入の豫算額　(2)調定濟額　(3)收入濟額　(4)不納缺損額　(5)收入未濟額

に區分して徵收簿及び徵收報告書を作るものとす從て各省大臣の調製する歲入簿及び徵收總報告書も亦以上の區分に由るものとす之れを以て主計簿歲入主計簿)の體裁も之れに據り以上の區分を爲すものなり。

又金庫出納役の仕拂命令受領濟額報告書は會計規則第四十九條に由り毎月調製して大藏省に送付するものにして各項に付き。

(1)仕拂豫算額　(2)仕拂命令受領濟額　(3)仕拂豫算殘額

に區分す大藏省の主計簿(歲出主計簿)は以上の報告に基き各項を

(1)歲出の豫算額　(2)豫算決定後增加額　(3)仕拂命令濟額　(4)翌年度繰越額

(5)豫算殘額

歳入主計簿（何々歳）（何々項）

年月日	摘要	豫算額	歳入 調定濟額	歳入 收入濟額	歳入 不納缺損額	歳入 收入未濟額	豫算額と調定濟額との差
		円 錢 厘	円 錢 厘	円 錢 厘	錢 厘	円 錢 厘	円 錢 厘
何	何年何月何日決定	100,000 0 0					100,000 00 0
何	何年何月何日中命令濟		70,000 00 0	6,700 00 0	150 00 0	63,150 00 0	30,000 00 0
何	何年何月何日同上更拂		0	0	0	63,150 00 0	30,000 00 0
何	何年何月何日同上			0		63,150 00 0	

歳出主計簿（何々歳）（何々項）

年月日	摘要	豫算額	豫算決定後增加額	仕拂命令濟額	翌年度へ繰越額	豫算殘額
		円 錢 厘	円 錢 厘	円 錢 厘	円 錢 厘	円 錢 厘
何	何年何月何日決定	100,000 00 0				100,000 00 0
何	何年何月何日中命令濟			5,000 00 0		95,000 00 0
何	何年何月何日同上定額戻入			1,000 00 0		96,000 0 0
何	何年何月何日前年度より繰越增加決定		5,000 00 0			101,000 00 0
何	何年何月何日豫備より補充決定		1,000 00 0			102,000 00 0
何	何年何月何日何々事由により翌年度へ繰越				40,000 00 0	62,000 00 0

に區分して調製するものとす其の書式右の如し。

次に大藏省に備付の出納簿に付ては會計規則第百十二條に曰く。

大藏省は日記簿原簿補助簿を備へ國庫の計算に入るべき一切現金の出納を登記すべし。

と此の中日記簿は支出の部と收入の部とに分ち支出を借方とし收入を貸方として日々の出納を記載し原簿は此の日記簿に基き毎月の出納の總計を一口として轉載するものなり其の他補助簿は其の詳細に亘りて知らんが爲めに記載するものとす。

大藏省の此等の出納簿は凡て國庫の現金出納報告に據りて登載す。

第三節　年度の讓渡

第一、歲計剩餘

年度は互に獨立すべきものなることは會計法上の原則にして既に引照したる會計法第三條及び第十一條にも之れを明言せり然りと雖も一年度の收入支出共に其の年度內に全く結了せず次年度に讓りて整理せしむるものあり是れ即ち茲に論ずる年度の讓渡にして年度特立の原則に對する例外を爲すものなり而して茲に第一に述ぶべきは歲計剩餘金なり。

歲計剩餘金とは國庫が一年度の間に於て實際領收したる金額より支出を爲せる（仕拂命令を發行せる）金額を差引き國庫に存在せる出納殘額を云ふ而して其の殘額は主計簿の締切に由りて明了となるものなり。

是れを以て歲計剩餘金中には仕拂命令發行濟現金交付未濟額を包含せず此の金額は歲計剩餘金と同じく國庫に現存すべしと雖も會計規則第四十七條に由り別に之れを保管整理するものとす。

歲計剩餘金は之れを歲出殘額（會計規則第十五條同第百十三條）と區別せざるべからず歲出殘額とは豫算施行の結果として歲出豫算の定額中仕拂命令濟額と翌年度繰越額とを引き去り豫算定額中全く不用となりし金額の謂なり然るに歲計剩餘金とは豫算に關係なく單に現金の殘高を云ふものなり。

歲計剩餘金の處分に付ては會計法第二十條に規定あり曰く。

各年度に於て歳計に剰餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべし。

即ち翌年度十月三十一日の主計簿締切の結果として其の「收入濟額」中より「仕拂命令濟額」と「翌年度繰越額」とを引き去りたる歳計剰餘金は翌年度の歳入に繰入らるゝものとす現に明治四十一年度總豫算に於ても歳入臨時部中第十三款として前年度繰入金を見積り七千二百二十二萬圓餘を計上せり。

第二、定額繰越

定額繰越とは或る年度に於て款項に付き豫算定額に殘餘を生じたる場合に其の殘額を翌年度に繰越して使用するの謂なり此の定額繰越は明かに年度特立の原則の例外を爲すものにして會計法第三條に對する例外の場合なり而して如何なる事項に付て定額繰越を許すべきかは會計法第二十一條及び第二十二條に規定する所にして左の三種とす。

一、豫算に於て明許したるもの

豫算を編製し帝國議會に提出するに當りて「總豫算說明」中に記載し議會の協贊を經るものにして外務省所管の在外公館中旅費營繕費中在外公館修築費

在外公館創立費移民調査費內務省所管の臺灣經費補充金中借入金補充同上公債募集金補充文部省所管の委托學生費陸軍省所管の軍事費中修繕費演習費兵要地圖費海軍省所管の軍事費中糧食費被服費艦營費造兵及修理費造船及修理費演習費水路費農商務省所管の森林費中事業費國有林野經營費中事業費產業奬勵費中農事改良奬勵費工業奬勵費遞信省所管の補助費中航路擴張費電信電話營繕費航路標識營繕費中設置費買收鐵道會社清算費帝國及韓國鐵道資本勘定資金繰入沈沒船取除費は明治四十一年度の總豫算に明許せられたるものなり。

(二)一年度內に終るべき工事又は製造

即ち工事及び製造の二者に限らるゝが故に物品購入の如きは此の內に包含せられず而して此等の工事又は製造は如何なる場合に定額繰越を爲し得べきやと云ふに避くべからざる事故の爲めに事業を遲延し年度內に其の經費の支出を終らざりし場合に限られたり例之四十年度內に或る兵營の建築を竣成する見込なりしに二月以後年度末に至り大雪の爲めに其の事業完成に

達せざりしが如し此の場合に例之豫算定額十萬圓にして年度内に九萬圓の支出を了したりとせば餘りの一萬圓は四十一年度に繰越使用することを得るなり。

(三)繼續費として總額を定めたるもの

以上の二者は其の繰越使用は單に翌年度に限らる然るに此の繼續費として總額を定めたるものにして數年を期して竣功すべき工事製造其の他の事業に在りては毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得るものとす蓋し是れは繼續費の性質上自然に生ずる所にして若し繼續費を以て爲すことを許可せるに係らず一方に繰越使用することを許さずんば其の事業は竣功年度に至り到底豫算總額にて成功することを能はざるを發見するに至るべきなり例之或る砲臺の建築費用總額を五百萬圓とし毎年百萬圓宛を繼續費として支出し五箇年目に成功せしむるとせんに若し四年間毎年十萬圓宛の仕拂殘額あるも繰越使用を許さずとせば五箇年の終りに至り建築の總額豫算は五百萬圓なるにも關せず四百六十萬圓を以て竣功せざるべからざることゝなり爲めに大なる不便を來すことゝなるべきなり此の場合に毎年遞次に繰越使用を許すことゝせば以上の如き不便なかるべし。

定額繰越の手續

各省大臣以上三箇の場合に定額の繰越を要するときは翌年度五月三十一日までに繰越計算書を作り大藏大臣の承認を求むるを要す此の繰越計算書は歳出豫算の區分に從ひ調製し左の事項を示すべし。

第一、繰越を要する項の定額

第二、右定額に對し既に仕拂命令濟となりたる額及び當該年度所屬として仕拂命令を發すべき額

第三、右定額に對し仕拂命令を發すべき額即ち翌年度に繰越を要する額

第四、右定額中全く不用に歸し決算に於て取消すべき額

尚以上三箇の場合中第一、第二の場合に於て年度内に其の經費の支出を終らざりし金額を翌年度に繰越さんとするときは其繰越さんとする金額の計算書に各事件毎に竣功遲延の事由を示し又請負にて爲さしむる工事若くは製造なれば竣功遲延の事由の外に請負人職業住所氏名を示し契約書の寫を添付すべ

きものとす（會計規則第五十七條同第五十八條）大藏大臣が右繰越計算書を見て各省定額の繰越を承認したるときは茲に各省大臣は繰越使用權を得るものとす而して大藏大臣は此の趣を會計檢査院に通知す此の繰越使用額は即ち主計簿及び計算書に於ける「豫算決定後增加額」中の一部分を爲すものなり。

第三、過年度支出

會計法第三條の「各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず」との原則に對し前述せるが如く翌年に繰越使用の例外あり而して又茲に過年度支出なる例外あり。

過年度支出とは過去の年度の支出の謂なり之れを換言すれば收支の完結したる年度に屬する支出のことなり元來一年度の支出即ち仕拂命令の發行は翌年度五月三十一日限りとす然るに此の支出は元來他働的のものにして債權者の請求に依りて之れを爲すものとす仕拂命令官は日に債權者の來りて請求することを俟つも若し彼れにして來て請求することなくんば仕拂命令を發行するに由なかるべし而して此の請求が後れて翌年度六月一日以後に爲されたりとせば如何にすべきかは會計法上規定を要する所なり何となれば債權者は政府内部の事情如何は關する所にあらず苟くも時效にかゝらざる以上は其の請求權を何時にても活用し得べきが故に政府は豫め其の仕拂財源に付きて備ふる所あるを要すればなり會計規則第六十條に曰く。

過年度に屬する經費の支出を爲すときは現年度各省定額に對し仕拂命令を發すべし。

と是れ此の場合に於ては既に前年度の仕拂命令發行期限は經過したるが故に止むを得ず現年度の各省定額に對して仕拂命令を發せしむるなり。

然れども此の仕拂命令を發する金額は之れを制限することを要す然らずんば過年度支出の爲めに現年度豫算定額は其の大部分を蠶食せらるゝことなしとせざればなり之れが爲めに會計規則第六十二條の規定あり曰く。

第六十條に據り支出せんとする經費の金額は豫備金を以て補充し得べきものゝ外其の經費所屬年度の豫算に於て該經費の屬する每項定額中不用となりたる金額を超過することを得ず。

と此の規定を例示せば或る省の廳費定額を金三萬圓とし此の內木炭を或る商人より購入すること二千圓なりとせんに此商人は翌年六月五日に始めて支出の請求を爲したりとせば此の木炭代金は過年度支出として支出すべきものなり而して其の代金二千圓は前記廳費三万圓中二萬五千圓だけ支出せられ尙五千圓だけ不用となりたる金額ありとせば是れ前の規定に照して適法の處置なり然るに若し不用となりし金額一千圓なるに二千圓の過年度支出を爲すことゝせば是れ違法なりと云はざるべからず此の場合に於て仕拂命令官は豫算定額以上に廳費を支出したるものなれば此の規定は至當のことなり若し以上の如き違法の支出ありたるときは仕拂命令官は其の責を辭することを得ず。

第四豫算外收入過年度收入等

會計法第二十三條に曰く。

誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する收入及び其の他一切豫算外の收入は總て現年度の歲入に組入るべし。

と茲に誤拂とは正當の受取人にあらざる者に仕拂をなすを云ひ過渡とは正當

現年度に繰入

の受取人なるも金額を過分に仕拂ひたることを云ふ例之甲に仕拂ふべきを誤ちて乙に仕拂ひたるは誤拂なり甲に仕拂ふべき千圓に對し二千圓を仕拂ひたりとせば其の差額千圓は過渡しなり此の過誤拂は後日之れを發見したるときは返納を命ずるものとす次に出納の完結したる年度に屬する收入とは即ち過年度收入のことなり例之四十年度中に納稅告知書を發したるに漸く四十一年七月に至りて納付を爲したりとせば四十年度の出納期間は四十一年六月末日なるが故に此れは既に四十年度の收入として取扱ふ能はざる過年度の收入なり最後に一切の豫算外の收入とは豫定せざりし收入にして豫算上に見積らざりしものなり例之盜難金の發見せられたるが如し。

而して此等の收入は會計法第二十三條に依りて總て現年度の歲入に組み入るゝことゝなれり故に三月一日に盜まれたる官金が四月一日に發見せられたりとせば是れ甲年度の收入たらずして乙年度の收入たり然れども若し三月三十一日に發見せられ國庫に納められしならば甲年度の收入たるものとす此くの如く總て是等の收入は現年度の歲入に組み入れらるゝなり之れと同樣に四

十年度中に仕拂命令を發して過渡を爲せし事實が其の後發見せられ四十一年四月以後に返納せられたりとせば此の返納金は四十一年度の收入たるべきものとす本來より云ふときは四十年度の支出に誤謬ありしものなれば更に之れを訂正すべき筈なれども斯くの如くすれば煩雜なる手數を要するが故に四十年度分は其の儘とし四十一年度分の收入として過誤渡の金額だけを返納せしむるものとす。

然れども此の組入たるや絕對的のものにあらずして或る場合に於ては例外を認めざるべからず是れ即ち定額戻入なり。

第五、定額戻入

定額の戻入とは仕拂命令官が一旦仕拂命令を發したる後に於て其の事項に付返納金ある場合に之れを現年度の歲入に組入れず仕拂命令濟額の內より之れを控除し豫算定額をして其れだけ原狀回復の狀態を呈せしむることを云ふ例之或る項の豫算定額を一万圓とし既に五千圓の支出ありとし更に二千圓の支出を爲したりとせんに此の二千圓中五百圓の返納ありとせば此の場合に於

て仕拂命令濟額は七千圓に達したるなり而して此の五百圓を定額戻入となすとは此の七千圓中五百圓だけは取消して仕拂命令濟額を六千五百圓に訂正し從て豫算殘額三千圓を三千五百圓と爲すものなり故に前述せる現年度の歲入組入と全く相反するものとす。

而して茲に注意すべきは定額戻入は同年度の間に限ること是れなり前述せる現年度の歲入へ組入は或は翌年度なることあれども定額戻入は必らず其の年度の仕拂命令發行期限(翌年度五月三十一日)限りとす何となれば定額戻入の目的たるや之れを豫算定額中に復活せしめて更に之れを使用せんとするに外ならざればなり(會計規則第六十五條)

然らば定額の戻入を爲すべき返納金は如何なるものなりやと云ふに會計法第二十二條は之れを分て三種と爲せり即ち前金渡概算渡繰替拂を爲したる場合に於けるもの是れなり。

前金渡を爲したる場合とは即ち既に說明したる現金前渡の場合(現金前渡官吏銀行に對する)會計法第二十五條に依る前金拂の場合幷に特に勅令を以て規

定せられたる前金渡の場合これなり此の勅令を以て規定せられたる場合とは外國留學を命じたる者に支給する學資金及び諸手當（明治三十七年九月勅令第二百十號）在外公館經費中租稅區費其他雜稅公館借料（明治二十三年三月勅令第三十二號）陸海軍々人軍屬旅費其旅行の種類に制限あり（明治三十八年一月勅令第二十二號）等其の他數種あり會計法第二十五條に依る前金拂の場合とは軍艦兵器彈藥の製造購入に關するものとす此等の場合に過誤納あれば即ち返納をなすなり。

概算渡を爲したる場合とは同じく法律勅令に定められたる場合にして例之丙國及び外國出張を命じたる者の旅費國庫より補助する府縣警察費連帶支辨金府縣傳染病豫防費外國に於て鐵道又は船舶運送の業務を營む會社に下付すべき補給金（明治二十二年十一月勅令第百二十一號）の如きものなり此の場合に於て受取人は後日精算を爲し剩餘を生じたるときは返納するものとす

最後に繰替拂を爲したる場合とは亦勅令にて定めたる場合にして例之在外國難民貸與金（明治二十四年一月勅令第一號）艦船經費（明治三十年四月勅令第百二十七號）官設鐵道に於て徵收したる通行稅の拂戻金（明治三十八年二月勅令第三十五號）の如きは現金前渡官吏をして他日の返濟を期して他の費目に充つべき金額を以て一時立替へを爲すことを得べし此の場合に於て他日の返濟は即ち茲に云ふ返納なりとす。

以上述べたる三箇の場合に在りては其の返納金は各之れを仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝものとす蓋し此等の仕拂は元來確定的のものにあらずして始めより返納を爲すを以て前提とするなり從て會計法上「返納金は現年度の歳入に組入るゝの原則」（即ち「一旦仕拂命令を發したるものは歳出を其儘にして整理する原則」）の例外として此種の返納金を認めざるを得ざるなり。

而して此定額の戻入を爲す手續を言はゞ仕拂命令官が定額の戻入を爲さんとするときは其の旨を金庫に通知し（現金前渡官吏が繰替拂を爲す場合は此の限りにあらず）同時に返納人に對して返納告知書を發す返納人が返納告知書に現金を添へ其の指定したる金庫に拂込むときは金庫は領收證書を返納人に交付すると同時に定額に戻入を爲したる者を仕拂命令官に通知するなり（會計規則第六十三條及び明治四十二年大藏省令第十六號仕拂命令第十條）仕拂命令官は此の通知により金庫と同じく定額戻入の趣を帳簿に記入し仕拂命令濟額を訂正するものとす。

第七章　政府の契約

第一節　總論

第一、政府の契約の内容

茲に政府の契約として論ずるは我會計法及び會計規則に於て「政府の工事及物件の賣買貸借」と題して種々の規定を設けたるものに相當す而して其の第二節は競爭契約と題し第三節は隨意契約と題し其の内容は明かに契約のことを論じたるに關せず此の單純なる題目を避け特に政府の工事及物件の賣買貸借と云へるは政府の契約と云ふよりは多少其の範圍を限界せんとするに出でたるや明かなり。

物品の交換は入らず

先づ茲に注意すべきは政府の契約の一種には相違なきも一般の會計法にて規定すべからざるものあり即ち物品の交換の如きは契約の一種類たるを失はざるも此れは專ら物品に關することとなれば物品會計法にて規定す可きことなり一般會計法は國家の收入支出即ち金額に付て規定を設くるものなれば斯く

の如きものは其の範圍に屬せざるなり從て本章に於ける規定も常に「代價」の收支を其の眼中に置くものとす。

運搬

次に考ふべきは政府の工事及物件の賣買貸借と云ふは例示的の語なりや又は制限的の語なるかに在り而して是れは言ふまでもなく後者の意味に解すべし何となれば會計法の如きは一國の財政に關する公法的の規定にして箇人の關係を定めたる彼の民法商法の如きものとは全く其の種類を異にすればなり故に題して政府の工事及物件の賣買貸借と云へば其の規定は此れだけの事のみに關し毫も其の他に及ばざるなり。

勞力

果して然らば彼の運搬の如きは此の章の規定以外に屬することを知るべし惟ふに運搬のことたる陸に汽車あり海に汽船あるも皆其の運賃は一定せられて妄りに變改を許さず從て本章に依り競爭契約を適用するが如きは其の必要を認めずと云ふに歸せん。

次に勞力は如何即ち雇傭の契約は此の題下に包含せらるゝやと云ふに理論上勞力は前述せる運搬などとは全く相異り物品の購求と其の性質を異にす從

て此の章の下に包含せしむべきや論なし然るに會計法は單に物件の賣買貸借と云ふに過ぎざるを以て或は之れを包含せざるやの疑なきにあらず然れども物件の文字は或は之れを廣義に解して有形の物のみならず無形の勞力をも包含するものと解釋せられざるにあらず而して今日の實際に於ても亦此の解釋を採るもの、如し

第二、契約の方法

契約の方法は我會計法は左の二種とす。

(一)競爭契約

(二)隨意契約

是れなり競爭契約とは多數の希望者をして契約締結に關する條件を提出せしめ而して政府に最も有利なる條件を提出せし者と契約を結ぶことを云ひ隨意契約とは之に反し政府は斯くの如き手續を採ることを要せず自由に相手方を選定して契約を結び得ることを云ふ而して我國に於て何れを原則とせしやは會計法第二十四條の規定する所なり。

法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の賣買貸借は總て公告して競爭に付すべし但し左の場合に於ては競爭に付せず隨意の約定に依ることを得べし。

と是れに依れば競爭契約は原則にして隨意契約は例外なることを知るべし元來競爭契約は勿論長所もあれども短所も伏在するものなり今茲に之れを擧ぐれば

競爭契約の長所

(一)競爭契約は最も公平なり何となれば一般に多數者をして條件を提出せしむるものなれば契約の選に漏れたるはいはゞ自業自得と云ふべく其の責は政府若くは政府の官吏にあらずして其の希望者彼れ自身に存すればなり之れを換言せば契約の選に漏れたるは自己の希望に出でたるものと云ふも大なる誤謬なかるべし然るに隨意契約に至りては其の選定は全く當局者の方寸に存するを以て結托請托等の弊害なしと云ふべからず此の點は明かに競爭契約の長所なり。

(二)競爭契約は概して政府に有利なり蓋し契約の希望者は競爭の方法に依り

て淘汰せらるゝを以て例之政府の工事物件の買入借入ならば爭ふて其の代價を低廉にして落札せんことを力むるなるべく之に反し物件の拂下貸下ならば其の代價を成るべく高價に見積るに至るべし而して政府は前の場合ならば最も低價のもの後の場合ならば最も高價のものを擇ぶべきか故に政府は之れに由りて最も經濟的に契約を結ぶことを得べし然るに隨意契約に於ては相互の協議に依るものなれば斯くの如き自由を有せざるなり。

競爭契約の短所

然るに競爭契約には之に伴ふ短所の存在するものなり。

(一)競爭契約は粗製濫造に陷り易し即ち工事ならば所謂安請負にして堅牢精確なること能はず物品の購入ならば劣等の品を供給するの虞れあり又勞力ならば勞働に出精ししかも身體の强健なる壯丁を得る能はざることあり故に一步を進めて考ふれば前述せる代價の低廉は此の弊害の伴ふが爲めに全く其の長所を蔽はれ却て國家の爲めに不利益を生ずるに至ることなきにあらず故に競爭契約の場合に於ては工事の監督を嚴密にし物品の檢定を勵行し契約者をして私曲を遂げしむる隙なからしめんことを要す。

(二)競爭契約は當局者と結托するの弊を杜絕すれども競爭者相互間の結托を全く防止すること能はず即ち若し競爭者にして其の數少數ならんか彼等は一致團結して利益を壟斷せんと欲し凡て彼等の條件を國家に不利益ならしめ以て巨利を其の間に占めんとするなり而して工事と云ひ物品の買入拂下と云ひ勞力の提供と云ひ其職業に從事する者の數は豫め知ることを得るか故に此の弊害は實際上極めて起り易きものとす故に此の弊害を防止するためには或は豫定價格の制限を設け或は指名競爭の方法を採ることあり而して此等は次節に至りて說明すべきが故に茲に之れを說かず。

之れを要するに競爭契約は一利一害の伴ふものにして必らずしも利益を見るのみにあらず故に競爭契約を以て原則とするも隨意契約を爲す可き場合をも認めざるべからず又契約の性質上全然競爭契約の不可能なる場合なきにあらず是れ例外として隨意契約の存在する所以にして又競爭契約を認むるも嚴重なる監督の方法を法規の上に認むる所以なりとす。

第三 契約書及調書

契約書

政府か其の競爭契約に依ると隨意契約に依るとを問はず其の結果として一定の人と契約を締結するに當りてや必らず契約書を作りて其の契約の內容を詳記し以て之に違背せざることを誓はしめざるべからず而して此の事たるや競爭契約の場合に殊に其の必要を感ずるものなり何となれば前述せしが如く競爭契約は一方に於て價格の點に付政府に利益なると同時に其の工事又は物品の實質に付往々粗雜に流るゝの虞れあり時としては契約を締結せるに關せず口實を設けて契約を履行せざることあればなり。

契約の當事者は一方は箇人にして一方は政府若しくは各省の大臣とす故に契約書には此の双方が署名捺印することを要す是れ會計規則第八十一條に契約は各省大臣若くは特に其の委任を受けたる官吏其の契約書に署名捺印するにあらざれば確定せざるものとす。

と規定せる所以なり。

契約書は競爭契約は勿論隨意契約に於ても之れを調製するを原則とす然れども少額なる金額の契約に付ては煩瑣なる契約を作るも其效能少かるべきなり是れ會計規則第八十二條の但書に於て一口千圓未滿の隨意契約の場合に於ては契約書を省略することを得と規定せる所以なり。

契約書の內容

契約書の內容は工事物件の賣買並に貸借等其の種類を異にするに依りて相異なるべく具體的に一々之れを指示するを爲ざるも會計規則第八十條には左の規定あり。

工事及び物件の賣買貸借契約書には其の契約せんとする事項の細密なる設計、仕譯、落成期限、受渡期限、保證金額、契約違背のとき保證金に對する處分其の他一切必要なる條件を掲ぐべし。

而して玆に契約違背のとき保證金に對する處分に付ては例之工事請負競爭入札規則（明治三十六年四月大藏省原甲達第百五十號）に依れば左の如き規定を契約書中に存すべきなり。

請負人本契約を履行せず又履行すること能はざるときは保證人其の義務を負担すべし但し保證人に於て會計規則第六十九條第一項の資格なき場合に於ては請負人と同一の資格ある者を撰定し契約担任者の承諾を得て工事を

施行せしむることを要す。

保證人若し前項の義務を履行せざるときは未濟工事に對する金額の百分の十五を違約金として納付せしめ本契約を解除し契約保證金は政府の所得とす。

其の他尚左の如き負擔を請負人に負はしむるを見る。

工事完成引渡後(又は檢査終了後)其の物の瑕疵に因り何ヶ年間に生じたる滅失又は毀損は指定の期間內に其の修理を負擔すべし若し其の義務を履行せざるときは契約擔任者は他人をして修理を爲さしめ其の費用を辨償せしむべし。

今左に契約書の書式の一例をかゝぐ

工事請負契約書

何部局何々(新築修繕)工事一式

金高相當印紙㊞

一金何程　　請負高

此の契約保證金何程

但明治何年何月何日第何號中央金庫又は何本支金庫保管證書何通

右工事前記の金額を以て何某之を請負たるに付左の條項を契約す。

第一條何々

第二條何々

第三條何々

右契約の締結を證する爲め本證書貳通を作り双方記名捺印の上各自壹通を領收し置くもの也。

年月日

契約擔任者　官　氏　名㊞

住所

請負人　氏　名㊞

住所

保證人　氏　名㊞

竣功調書

工事に付ては其の工事竣成するときは各省大臣は其工事を監督したる官吏又は技術者をして之が調書を作らしむ但し千圓以下の工事は之れを作るに及ばず（會計規則第六十七條）此の調書を稱して竣功調書と云ふ此の調書は仕拂命令官が仕拂命令を發行する基礎となるものにして仕拂命令官は直接其の工事の功程に付て知る所なきが故に其の工事を監督したる官吏又は技術者をして作らしむるものとす。

部分調書

然るに工事にして大規模なるか物品の納付が多額又は長期に亘るものなるときは工事の未だ竣功せず物品の納付未だ了らざるに當り代價の一部分を仕拂ふを要することあり此の場合に各省大臣は部分調書を調製せしめ之に對し部分拂を爲すものとす是れ會計規則が「契約に據り工事の既濟部分又は物品の既納部分に對し完濟前に代價の一部分を仕拂はんとするときは各省大臣は特に檢査の官吏を命して事實を調定し其の調書を作らしむべし」と規定せる所以なりとす。

仕拂の原則

第四、代價の仕拂

仕拂義務の確定は工事の落成又は物品の皆納に依るものにして工事の落成の如きは竣功調書に依りて證明せらるゝものなれば代價の仕拂は調書に依りて爲さるゝものとす是れ會計規則が（第六十七條第三項）仕拂命令官は調書に據るにあらざれば仕拂命令を發することを得ずと規定せる所以なり。

部分拂

而して部分調書を調製せしめたる場合には即ち部分拂を爲す者にして若しも工事にして箇々に分定し得べき性質のものたらしめば（例之數棟の建築物中其の二棟又は三棟を落成したるが如し）其の各箇の完濟部分に對しては其の代價の全額までを支拂ふことを得べく物品の納入に付ては其の既納部分に對する代價までを仕拂ふことを得べし然れども此れは單に可能なることを表明せるに止まり必然的の規定にはあらず而して若し工事にして右の如く其の功程が判明すること能はざる場合ならば此のときは其の既濟部分に對する代價の十分の九を超ゆべからずとは會計規則第六十八條の規定なり是れ計算は成るべく内輪に見積りて政府に損失なき樣に注意せるものに外ならず而して其の

工事の既濟部分が全體の何分を占むるやは何を標準とすべきか惟ふに此れは價格を標準として見積るの外なかるべきなり。

前金拂

尙ほ最後に一言すべきは會計法に於ては原則として代價の前金拂を許さゞること是れなり蓋し前述の如く仕拂命令官が仕拂命令を發するは竣功調書に依るを要し竣功調書は政府に對して或る義務を完了し債權が確定せられたることを表示するものなるに徵するも前金拂の許すべからざるものたるは明かなり會計法第二十五條の規定に曰く。

軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲めに前金拂を爲すことを得ず。

而して茲に軍艦兵器彈藥を除外して前金拂を爲すことを許容せるは此等のものは國家の軍備上必須欠くべからざるものたるのみならず會計法制定の當時に在りては此等のものは多く外國に注文したるが當時未だ我國の信用外國商人等に知悉せられざりしかば前金拂を許容することゝせり然れども以上の外は一般に之れを禁ぜり今會計檢査院檢査報告中より一二の例を掲ぐ。

檢査報告中の例

明治三十二年度歳出臨時部内務省所管中に曰く。

北海道廳紗那支廳の支出に係る二千五百三十八圓は第一工區開鑿費にして明治三十二年十月及十一月中に之が仕拂を爲せるも同工區内第一號乃至第十六號間砂利敷工事は同年十二月中請負人より時化續きの爲め砂利の運搬出來がたしとの理由を以て明治三十三年五月まで竣功期日の猶豫を出願したる事實に徵し其の竣功に先ち請負金額の全部を仕拂ひたること明なり依て本件は會計法第二十五條に違背したるものとす。

又明治三十四年度歳出臨時部陸軍省所管に於て。

陸軍省經理局主計課の支出に係る千三百七十七圓は歩兵第二十一聯隊用雜嚢裁縫賃として明治三十四年十二月二十八日之れが仕拂を爲したるものなるも其の契約の締結は同三十五年一月四日納期日は同三月三十一日なるを以て之が事由を當該官吏に推問せしに契約締結は三十四年十二月一日納期日は三十五年一月四日の誤記にして現品は十二月二十七日納付濟となりしに由り同二十八日代金の仕拂を爲したるものなりと答辨せり然れども契約

書原本に於て其主要の條項に屬する締結及び納付の月日を誤記したりと云ふが如きは事實と認むることを得ず右は物品の納入前代金の仕拂を爲したるものにして會計法第二十五條に違背したるものとす。

第二節　競爭契約

第一　競爭の方法

競爭に依りて契約を爲す方法は一般に之れを觀察すれば。

(一) 入札
(二) 糶賣

の二者に分つことを得べし此れ古來より行はれたる習慣にして前者は書面を以て之れを行ひ後者は口頭にて爲すものなれば特に或る一箇の物品に付て競賣を爲すに便利なり何となれば競爭者は直接に目前に其の物品を檢案して自己の意思を發表し得べく且其の當選者は最も簡單に即時に之れ

兩者の比較

を知ることを得べければなり然れども糶賣の方法は到底大規模なる物品の賣買に適用すること能はざるのみならず工事又は物品の貸借等には適當すべき性質のものにあらず又多少喧囂の狀態を呈するは勢ひ免れざる所にして其の監督方法宜しきを失せんか多少官廳の品位に關することなしと云ふべからず故に糶賣法は政府の契約締結の方法としては大體上不適當なりと云はざるべからず彼の入札の方法に至りては希望者は一々書面を以てするものなれば彼等は深思熟慮の上投票すべく糶賣の場合に於ける如く一時の發作によりて評價することなかるべし又之れに依れば契約の如何なる種類にも適用し得可きのみならず其の性質上大規模なる契約を結ぶに最も適當なりと云ふべし故に入札法は縱令糶賣の如く即時に其の結果を知ること能はざるにも關せず政府の契約としては其の當を得たるものなり是れ會計規則第七十二條が競爭は總て入札の方法を以て行ふべきことを規定せる所以なり。

檢査報告中の一例

是れを以て我國にては從來入札の外糶賣は認められざりき明治三十三年度會計檢査院檢査報告中歲入臨時部家蓄拂下代の項に曰く。

第二師團監督部の徴收に係る二千二百四十六圓餘は騎兵第二聯隊及び野戰砲兵第二聯隊に於ける廢役馬拂下代にして之が事由を當該官吏に推問せしに會計法第二十四條競爭のことたる政府に於て最も利益なる當事者を發見せんが爲めにして其の方法に二種あり一は口頭に依るもの一は書面に依るもの是れなり而して本件廢役馬の拂下は口頭競爭に依ること最も利益なるを以て普く一般に表明して多數の希望者を容るゝことに勉め以て其の方法に依りたるものにして今後と雖も法規の運用に於て如上の解釋失當ならざる限りは此の方法に依り實施するの意見なりと答辨せり然れども實際口頭競爭に依りたりと云ふと雖も會計法第二十四條は口頭競爭なるものを認めず依て事件は會計法第二十四條に違背したるものとす。

然れども馬匹の拂下の如きは實際上糶賣の方法を取るを便利とするが故に明治三十九年勅令第二百四十六號を以て左の如き規定を見るに至れり。

馬政局に於て不用の馬匹を賣拂はんとするときは糶賣に付することを得。而して此れは入札競爭唯一の例外規定なり。

糶賣の場合

第二、公告

競爭契約は其の趣旨公平を期するにあるが故に成るべく廣く一般希望者に之れを知らしむるの方法に出てざるべからず而して一般の希望者に汎く之れを知らしむるには公告を爲すの外なし是れを以て公告は競爭契約を締結するに必要なる條件なりと云はざるべからず。

而して其の公告の方法に付ては會計規則第七十三條に左の規定あり。

入札の方法を以て工事又は物件の賣買貸借を契約せんとするときは其の入札期日より少なくも十五日以前より掲示又は官報新聞紙其他の方法を以て成るべく廣く公告すべし但要急の場合に於ては公告期間を七日迄に短縮することを得。

而して茲に一言すべきは彼の指名競爭なるもの、性質是れなり指名競爭は其の名稱より見れば競爭契約中の一種なるが如きも我現行法上の解釋としては競爭契約隨意契約何れに屬すべきものなりや明治三十三年勅令第二百八十號に曰く。

指名競爭

政府の工事又は物件の購入にして無制限の競爭に付するを不利とするときは指名競爭に付することを得。

元來指名競爭は無制限なる競爭契約の弊害ある場合に於て之に代るべき方法として採用せられしものなり例之競爭者互に一致團結して不正の利益を占めんとし若くは眞正に工事又は物品の賣買等の事業を爲す意思を有せずして單に競爭に加はり權利の讓渡を爲して利益を得んとする崩しある場合に於て指名せられたる數人にのみ競爭せしめんとするものなり從て公告は之れを爲さゞること勿論なりとす指名競爭にして既に公告を爲さずとせば現行法の解釋論としては指名競爭は競爭契約にあらずして隨意契約なりと云はざるべからず何となれば會計法は競爭契約と隨意契約との二種を認むるのみ而して前述せる會計規則第七十三條に由れば競爭契約は凡て公告の方法に依るべく公告に依らざる競爭契約を認めざればなり然れども立法論として指名競爭が果して隨意契約に屬せしむるを可とするや否やは別問題に屬す。

以上の公告に記載すべき事項左の如し。

保證金

第一、競爭入札に付する事項

第二、契約書案を示す場所及び其の契約の取結を擔保する官吏の官氏名

第三、競爭執行の場所日限及び時刻

第四、入札の保證金額

第三、競爭者の資格

工事又は物品賣買の競爭に加はらんとし若くは其の契約を結はんとする者は現金又は公債證書を以て保證金を納むべきものとすることは會計規則第六十九條に規定する所なり元來政府が保證金を納付せしむる趣旨は

(一)競爭者に眞成なる希望者を得んとするに在り即ち十分なる決心なく唯一時の出來心にて競爭に加はらんとする者を除外するに在り。

(二)競爭に加はるものならば其の落札の當時には相違なく契約を締結せしめ又契約を結びたるものならば相違なく其の工事又は物品賣買の契約を完了せしめんとするに在り是れ落札するも契約を結ばず契約を結ぶも契約を完了せずんば政府は之れが爲に損害を蒙ればなり。

而して以上により保證金に二種あることを知るべし。

(一)入札保證金

(二)契約保證金。

是れなり前者は入札に加はらんとする者は皆之れを納付すべきものにして開票の結果落札人定まるときは落札人以外の者の納付せる保證金は之れを還付し又落札人契約を締結するときは同じく其の保證金を還付するものとす後者は落札人が契約を締結するとき納付するものにして契約を履行するにあらざれば之れを還付せず而して入札保證金は競爭の落札者にして契約を結ばざるときは其の保證金は政府の所得となる（會計規則第七十一條）又契約保證金の處分は既に說明せる如く契約書中に記載すべきものにして我國の現制上契約違背のときに保證金の辨償なくんば保證金は同じく政府の所得に歸するなり。

保證金の金額は入札保證金と契約保證金とに依りて異れり卽ち

(一)入札保證金に在りては其の事項の見積代金の百分の五以上

(二)契約保證金に在りては其の事項の代金の百分の十以上

其他の資格

各省大臣は以上の制限に據り適宜之れを定むるものとす（會計規則第七十條）

消極的の資格

保證金納付の義務は一般に工事又は物品の賣買の場合に適用すべきものなるが工事又は物品供給の競爭に加はらんとし若くは其の契約を結ばんとする者は此の上更に必要なる條件あり卽ち其の工事又は物品の供給に二年以來從事することを證明せざるべからず（會計規則第六十九條）故に單に物品の拂下の競爭に加はらんとし契約を結ばんとする者は前述保證金を納むるを以て足れり然るに工事又は物品供給の場合には其の事業に經驗ある者たることを必要とするが故に以上の如き資格を定めたるなり而して尙其の他各省大臣は工事又は物品の性質に依り必要と認むるときは右の外特に省令を以て競爭者の資格を定むることを得べし。

以上は積極的の要件なるが此の外尙ほ消極的に其の資格の制限せらるゝものあり卽ち各省大臣が左記の一に該當すと認めたるときは爾後二箇年間工事又は物品賣買の競爭に加はることを得ず其の代理人支配人番頭又は手代として使用したる者亦同じ。

(一)工事又は物品供給の契約を履行するに當り故意に工事又は物品を粗雜にしたる者

(二)競爭に際し漫に價格を競上げ若くは競下ぐるの目的を以て連合を爲したる者

(三)競爭の加入を妨害し若くは競落者の契約履行を妨害したる者

(四)工事又は物品の檢査監督に際し掛員の職務執行を妨げたる者

(五)前各號に該當すと認められたる後二箇年を經過せざる者の工事請負又は物品賣買に際し代理人支配人番頭又は手代として使用する者

又以上の五項に該當したる者を入札代理者として使用する者は競爭に加はることを得ざるものとす

豫定價格

第四〇〇入札及落札

入札の手續に付第一に述ぶべきは豫定價格のことなり豫定價格は官廳に於て契約せる代價の制限を定めたるものにして之れを越へたる入札は當然政府の意思に合致せざるものとして無效なり例之或物品の拂下に豫定價格一万圓ならばそれ以下の九千五百圓の入札は無效なり又或工事の請負に豫定價格十五万圓ならばそれ以上の十六万圓二十万圓の入札は無效なりと云ふべし畢竟豫定價格は物品の拂下には最少限度工事又は物品の買上には最大限度を定めたるものなり而して此の豫定價格は各省大臣若くは其の委任を受けたる官吏が之れを定めて封書と爲し開札のとき之れを開札場所に置くものとす即ち豫定價格は之れを初めより公示せずに入札を爲さしむるを以て政府の利益なりとせるものとす（會計規則第七十五條）

入札の方法

入札は自身又は代理人出頭して入札を行ふを本則とす然れども或は郵便を以て入札するを許すことあり此れは一に各省大臣の定むる所に依る而して入札人は其の一旦提出したる入札書は引換變更又は取消を爲すことを得ず。

開札

開札は公告に示したる場所日限時刻に入札人の面前に於て之れを行ふ若し入札人出席せざるか又は出席せざる者ある時は入札に關係なき官吏をして開札に立會はしむるものとす是れ入札開札は何れも最も公平にして人の疑を挿む餘地なからしめんが爲めなり而して競爭加入の資格なくして爲したる者の

再入札

入札は勿論無効なり（同第十六條）開札の上にて豫定價格と入札者の價格とを比較し其の落札者は豫定價格の範圍内に於て最も政府に有利なる條件を提出したるものとす從て明治三十三年度會計檢査院檢査報告中内務省所管北海道水害費中に見る如く其の請負入札中一番札が餘りに低きため二番札に落札せしめたるが如きは現行法上には競爭入札の趣意に反するものと云ふべし然れども立法論としては一考すべき問題なるべし。

之に反して若しも開札の上にて各人の入札中一も豫定價格の制限に達せざるときは直に出席入札人をして再度の入札を爲さしむることを得（第七十七條）始めより競爭入札に應ずる者一人もなきか又再度の入札に付するも尚ほ豫定價格の制限に達せざるときは明治二十三年勅令第九十三號に依り隨意契約を爲すことを得但し之が爲め最初競爭に付するとき定めたる價格及び其の他の條件を變更することを得ず併し乍ら契約の性質を變じたるよりして自然に生ずる條件の變更は止むを得ざるなり（契約保證金は隨意契約には前述せる如く免除せらるゝを得）

落札

落札となるべき同價の入札を爲したる者數名あるときは如何と云ふに舊規定に依れば更に入札を爲さしむることゝせり然るに明治三十五年に之を改正し直に抽籤を以て落札人を定むることゝせり是れ理論上正當なる改正なり（第七十八條）最後に落札者が以上の如くにして定まりたりとするも此の者が契約を結ばざることあるべし此の場合には前述の如く政府は保證金を沒收したる上更に競爭を行はざるべからず（第七十九條）

第三節　隨意契約

第一、契約者の資格

競爭契約の場合に於ては前述せるが如く着實の契約者を得んが爲めに保證金の納付を爲さしめ又工事若くは物品供給の場合には其の上尚二年以上其の業務に從事するを要する規定あり然るに隨意契約は政府の自由意思に依り十分信用すべき當事者を選定することを得べきが故に保證金を納めしむるの必要もなく又業務年限の資格を特に規定するの要なかるべし是れ會計規則第八

十三條に於て隨意契約の場合に於ては各省大臣の見込により競爭者又は競爭契約者に要する負擔を免ずることを得となせる所以なり。

第二、隨意契約の範圍

政府の契約は競爭契約を以て本則とし隨意契約を以て例外と爲すことは既に一言したる所なるが此の兩者の範圍如何に付ては未だ述ぶる所なし由て今茲に聊か之を說明せんとす。

會計法第二十四條に依れば隨意契約を爲し得べき場合は

(一)法律勅令を以て別に規定せる場合

(二)會計法第二十四條に列記せる場合

の二者とす其の法律勅令を以て別に規定せるものは各省に亘りて其の數頗る多く一々茲に列擧すること能はず故に茲には其の後者に付て述ぶる所あらんとす。

(一)一人又は一會社にて專有する物品を買入れ又は借入るゝとき。

是れは極めて稀なる場合とす何となれば彼の專賣特許品の如き其の製造こそ一人にて專有せんも其の販賣は然らざるを普通とすればなり然れども若しも以上の如き場合あらば競爭契約は不可能なるが故に隨意契約に依るの外なかるべし。

(二)政府の所爲を秘密にすべき場合に於て命ずる工事又は物品の賣買賃借を爲すとき。

此れは軍事外交警察等に關する場合にして此等の場合には國家の防備保護安寧を主眼に置くが故に經濟的には高價なるも之れを忍ぶことを要するなり會計檢查院檢查報告中明治三十五年度陸軍省所管臨時歲出部に曰く、

東京及大坂陸軍兵器本廠の支出に係る一萬一千餘圓は蹄鐵囊·喞筒·礪·鋏·鑢·外數十點の購入代價にして隨意契約に依りたるものなり而して其理由とする所は該器具は製作の材料尺度重量等普通一般に使用せらるゝものと其製式に於て特殊の點を有し軍事秘密に屬する圖彙圖解の要領に基き製作すべきものにして一般公衆に明示する能はずと云ふに在り然れども是等器具は其製作上多少特殊の點ありとするも殆んど普通物品と異なる所なく隨て其制

式を公示し得ざるの理由なし依て本件は會計法第二十四條に違背したるものとす。

斯くの如く軍機の秘密の範圍如何は議論の岐るゝ所なり。

(三)非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競爭に付する暇なきとき。

是れ亦第一の場合の如く競爭契約に依るの不可能なる場合とす茲に非常の際とは天災地變又は之に準ずべきときにして火災水害傳染病の流行戰爭戒嚴の如きを云ふ。

(四)特種の物質又は特別使用の目的あるに由り生產製造の場所又は生產製造者より直接に物品の買入を要するとき。

此の場合は畢竟供給の源より直接買入を要する場合にして其の之れを必要とするは或は特種の物質なるに由り或は特別使用の目的あるに由る故に或は特種の物質なるか特別使用の目的あるも直接購入を必要とせざるときは隨意契約に依ることを得ず。

(五)特別の技術家に命ずるに非ざれば製造し得べからざる製造品及び機械を買入るゝとき。

(六)土地家屋の買入又は借入を爲すに當り其の位置又は構造等に限ある場合

以上の四五六共に競爭契約に依るの不可能なる場合なり。

(七)千圓を超へざる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき。

(八)見積價格四百圓を超へざる動產を賣拂ふとき。

此れは競爭契約に依る如き煩雜なる手續を爲さゞるも價格少き故例外として隨意契約を許すものとす是れを以て千圓以上の工事又は買入を爲す場合四百圓以上の動產拂下の場合に競爭契約の手續を履むを煩はしとして故さらに之れを分割して數口と爲し隨意契約に依るか如きは違法なり今會計檢查院檢查報告中の實例二を左に揭ぐ。

橫濱稅關の支出に係る千〇八十四圓餘は護岸石垣修繕費にして東西兩海岸に分ち隨意契約に依り竣功したるものなるを以て之か事由を當該官吏に推問せしに該工事は其修繕の場所を異にするを以て二工事と認め區分設計したるものにして其工費額孰も千圓未滿なるを以て隨意契約に依りたるもの

なりと答辨せり然れども右工事は明治三十七年十二月二十七日同一人と請負契約を締結し稅關構內に於ける一帶の護岸石垣中破損の箇所を修繕したるものなるを以て之が修繕の場所を異にするも一括して競爭入札に付すべきものなり依て本件は會計法第二十四條に違背したるものとす(明治三十七年度大藏省所管歲出經常部)

第一師團經理部の徵收に係る七百十八圓餘は廢役馬拂下代にして騎兵第一聯隊に於て明治三十五年十一月二十二日廢役馬三十五頭を賣却するに當り之を二口に分割し二十五頭を豫定價格四百七圓に十頭を二百二十九圓に見積り之を長岡某に隨意契約に依り賣却したるものなり之に對し同隊長は二十五頭分の豫定價格四百七圓とあるは三百八十七圓の誤記十頭二百二十九圓の賣却月日は同月二十四日の誤記にして孰も一口四百圓未滿なりしを以て隨意契約に依りたるものなりと說明せり然れども右說明は證憑書に徵し之を事實と認むることを得ず依て本件は會計法第二十四條に違背したるものとす(明治三十五年歲入臨時部)

(九)軍艦を買入るゝとき、

(十)軍馬を買入るゝとき、

(十一)試驗の爲に工作製造を命じ又は物品を買入るゝとき、

以上の三者は競爭契約に依ること絕對に不可能なるにあらざるも之れに依るを以て不得策とする場合とす例之軍艦の如き其の製造にして堅牢精緻を極めたるものにあらずんば何等の効を爲すこと能はず第十第十一に至りても其の性質は全く同一なり。

(十二)慈惠の爲に設立せる救育所の貧民を傭役し及び其の生產又は製造物品を買入るゝとき、

(十三)囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接に買入るゝとき及び政府の設立に係る農工業場より直接に其の生產又は製造物品を買入るゝとき、

右二者は競爭契約に依るの必要を認めざる場合とす何となれば前者の場合に於て其の目的は奬勵に存し後者の場合に於ては政府部內の賣買契約に過ぎざればなり。

(十四)政府の設立したる農工業場又は慈惠敎育に係る各所の生產製造物品及び囚徒の製造品を賣拂ふとき、

これ亦競爭契約に依るの必要を認めざる場合とす何となれば政府の設立したる農工業場の製造品の拂下は其の目的公益に存するを常とし政府の設立せる慈惠敎育所幷に囚徒の製作物の如きは其の需要廣からざるのみならず却て政府より特志者に購買を請ふが如きこと少しとせざればなり。

以上列擧せる十四箇の場合と其の他別に法律勅令を以て隨意契約に依ることを規定せる場合とは隨意契約に依ることを得べし然れども隨意契約は例外の場合なるを以て妄りに類似解釋法を以て其の範圍を擴張することを得ず隨意契約に依ることを明文にて規定せる他の場合は凡て競爭契約に依らざるべからず。

第八章　決算論

第一節　決算の調製

總決算の意義

第一、總決算

大藏大臣は歲入の景況を調査し各省の豫定經費要求書に基き歲入歲出總豫算を調製すべきものなることは既に豫算論中に述べたり之れと同樣に歲入出總決算は亦大藏大臣の調製すべきものなることは會計規則第五十一條に之れを規定せり。

歲入歲出總決算は總豫算と同一の區分に據り大歲大臣之を調製すべし。而して此の歲入出總決算書の基礎となるものは即ち既に前述せる大藏省備付の主計簿なりとす。

總決算と云ふ語には廣狹二樣の意義あり廣義には以上の主計簿に記載したる樣式の金額全體の總稱なり即ち、

(一)歲入豫算額に對する(1)調定濟額(2)收入濟額(3)不納缺損額(4)收入未濟額

(二)歲出豫算額に對する(1)豫算決定後增加額(2)仕拂命令濟額(3)翌年度繰越額(4)歲出殘額

是れなり然るに狹義に於ては右の內收入濟額と仕拂命令濟額の二者及び其の

差額を稱するものなり即ち總決算中收入濟額と仕拂命令濟額とは其の骨髓を爲すものにして其の他の金額は凡て之れを補ふて說明するものなりと見ることを得べし。

總決算中何故に收入濟額と仕拂命令濟額とに重きを置くやと云ふに既に說明せるが如く歲入に於ては其の收入は全く他動的のものなれば調定濟額の如きは單に徵收すべき範圍を確定せるのみにして其の實際上の收入は增減すること其の常なれば寧ろ後者に重きを置かざるを得ず之に反して歲出に於ては現金の仕拂なくとも既に仕拂命令の交付ありたるときは其の後に於ける現金の仕拂は多くとも此の範圍を出でざるべく而して金庫は何時たりとも此の請求に應ずべきものなるが故に以上二者中仕拂義務の確定額即ち仕拂命令濟額に重きを置かざるを得ざるなり之れを要するに政府の會計の確實を期するには歲入に於ては少額なりとも其の現實額を採り歲出に於ては寧ろ多額にして義務の確定せるものを擇ばざるべからず是れ決算を計上するの主義なり。

次に決算の體裁は如何と云ふに會計法第十六條に曰く。

決算の體裁

會計檢查院の檢查を經て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の樣式を用ゐ左の事項の計算を明記すべし。

歲入の部

歲入豫算額、調定濟歲入額、收入濟歲入額、收入未濟歲入額

歲出の部

歲出豫算額、豫算決定後增加歲出額、仕拂命令濟歲出額、翌年度繰越額

茲に調定濟歲入額とは歲入徵收官によりて徵收權の確定せられたるものを云ひ、豫算決定後增加額とは豫算定額の繰越したるもの幷に豫備金若くは豫備金外の支出を云ふ而して以上の事項を以て主計簿所載の事項に比較するときは歲入に於て不納缺損額を缺き歲出に於て歲出殘額を缺くを見るべし是れは現行法の不備なりと云ふべし然れども實際に於ては不納缺損額は常に決算上に記載せらるゝを見るなり今以上のものゝ關係を表記すれば左の如し。

(歲入豫算額)ノ(調定濟歲入額)=(收入濟歲入額)+(收入未濟歲入額)+(不納缺損額)

(歲出豫算額)+(豫算決定後增加額)=(仕拂命令濟額)+(翌年度繰越額)+(歲出殘額)

議會に提出する決算

歳入出總決算は大藏大臣之れを調製し閣議を經て（内閣官制第五條）會計檢査院に送付し其の檢査を受けたる上帝國議會に提出するものとす其の議會に提出する總決算は

(一) 總決算說明
(二) 甲號　歳入歳出決算
(三) 乙號　歳入歳出各事項の計算

の三者を包含す茲に甲號とは單に總豫算の體裁に倣ひ款項の區分を爲し歳入には收入濟額歳出には仕拂命令濟額を記載したるものとす次に乙號とは以上の各科目に付歳入には豫算額、調定濟額、收入濟額等を記載し歳出には豫算額豫算決定後增加額（之れを三分して前年度繰越額、豫備金支出額、豫備金外臨時支出額とす）等を記載す其の記載事項は既に述べたる所の如し。

總決算說明は普通之を分ちて六章とす即ち第一章緒言第二章歳入第三章歳出第四章國庫豫備金第五章豫備金外臨時支出等六章大藏省證券これなり今第一章の書式を例示すれば左の如し。

明治三十八年度歳入歳出總決算證明

第一章　緒言

明治三十八年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は參億九千八百參拾萬千七百四拾壹圓七拾壹錢參厘臨時部歳入額は壹億參千六百九拾五萬四千六百五拾圓八錢歳入合計五億參千五百貳拾五萬六千參百九拾壹圓七拾九錢參厘にして之に對する經常部歳出額は壹億五千六百六拾八萬千四百參圓拾四錢臨時部歳出額は貳億六千四百五萬九千八百壹圓參拾六錢四厘歳出合計四億貳千七拾四萬貳千百四圓五拾錢四厘なり故に歳入歳出差引壹億千四百五拾壹萬五千百八拾七圓貳拾八錢九厘の剩餘を生ぜり該剩餘金の內五千七百參拾五萬四千六百貳圓七錢參厘は國債整理基金特別會計法第十一條第一項により之を明治三十九年度國債整理基金特別會計に五千七百拾六万五百八拾五圓貳拾壹錢六厘は會計法第二十條に依り之を明治三十九年度の歳入に繰入せり。

又總決算乙號の書式を擧ぐれば左の如し。

科目	豫算額	豫算決定後增加額 前年度繰越額	豫備金支出額	豫備金外臨時支出額	仕拂命令濟額 翌年度繰越額
歲入經常部					
第一款 皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第一項 皇室費	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
外務省所管					
第一款 外務本省	一八五、二九六、〇〇〇	〇	五九〇、〇〇〇	〇	一八三、〇〇〇、二八六
第一項 俸給及諸給	七二、三六九、〇〇〇	〇	〇	〇	七二、八七九、八二
第二項 廳費	三〇、一一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一九、八七三、九〇五
第三項 修繕費	四、六八一、〇〇〇	〇	〇	〇	四、六五七、一四三
第四項 死傷手當	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第五項 賠償及訴訟費	一〇、〇〇〇	〇	五九〇、〇〇〇	〇	五七七、七八
第六項 旅費	一三、七八四、〇〇〇	〇	〇	〇	一二、三六三、九
第七項 雜給及雜費	一七、八〇九、〇〇〇	〇	〇	〇	一七、四〇六、八二
第八項 備外國人諸給	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
第九項 電信料	四〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
第十項 宴會費	五、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	五、〇〇〇、〇〇〇
第十一項 常設仲裁裁判所費分擔金	一四五、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、八二四、八

第二、總決算調製提出の時期

總決算に付ては歲入歲出豫算概定順序なる規程ありて其の調製時期に付て詳細なる規定を爲せども總決算に付ては斯くの如き詳細なる規定を缺く唯會計規則第百十九條に依りて主計簿の締切期日が翌年度十月三十一日なること、會計規則第五十二條に依りて各省經費決算報告書が翌年度十一月三十日までに大藏大臣に送付せらるべきことが規定せらる大藏大臣は此の主計簿を以て基礎とし各省經費決算報告書を以て之れに參照して總決算書を調製するものなれば其の調製の期日は早くとも此の期日を待たざるべからず然れども其の調製は晩くとも何時までには之れを了りて會計檢査院に送付すべきやに付ては何等の規定なし唯我國の慣例に由れば更に其の翌年の七八月頃までに之れが調製を了りて閣議に提出し九月頃に會計檢査院に送付するを常とするものゝ如し故に我國にては會計檢査院が決算書を受領するは主計簿締切後約十ケ月前後を要し甲年度の決算は丙年度の十月頃に至るものとす。

次に總決算が會計檢査院の檢査を經て帝國議會に提出せらるゝ時期に付て

會計檢査院に送付

帝國議會に提出

も會計法上何等の規定なし故に單に法規の上より言ふときは豫算には提出の期日一定せるに關せず決算は如何に遲延するも違法ならざるが如し然れども斯くの如きは決算提出の趣旨を半ば沒却するものなれば成るべく早く提出するを可とす故に第二十一議會には左の如き提案（會計法第十六條中改正案）を爲すものあり。

會計檢査院の檢査を經て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の樣式を用ひ翌々年度の帝國議會開會の始めに於て提出すべし。

此の改正案たるや成立に至らざりしかども我國從來の慣例に依れば翌々年度の開會中に提出せらるゝものゝ如し（設令一二の例外はあれども）

第二節　決算の檢査

第一、會計檢査院の組織

前述の如く大藏大臣が歲入出總決算を調製せば閣議を經たる上之れを會計檢査院に送付し其の檢査を經ざるべからず。

會計檢査院が決算を檢査確定するの職權を有することは憲法第七十二條に明記する所なり曰く。

國家の歲出歲入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其の檢査報告と倶に之を帝國議會に提出すべし。

會計檢査院の組織及び職權は法律を以て之を定む。

而して其組織及び職權を定めたる法律は即ち會計檢査院法（明治二十二年五月法律第十五號）にして更に其の詳細なる規定を定めたるものには會計檢査事務章程（明治三十二年月勅令第四百五十七號）なりとす今之に由りて其の大略を左に述べん。

會計檢査院は天皇に直隷し國務大臣に對して特立の地位を有す會計檢査院には院長一員勅任部長三員（勅任又は奏任）檢査官十二員（奏任）を置き之れを會計檢査官とす會計檢査院には三部を設け各部部長一員檢査官四員を以て檢査の事務を分掌す。

會計檢査官は刑事裁判若は懲戒裁判に依るに非ざれば其の意に反して退官轉官を命ぜらるゝことなし即ちいはゆる終身官の保障を有す然るに一方に於ては獨立の地位を固守せしむる爲に制限あり即ち他の官職を兼ね及び帝國議

會又は地方議會の議員となること能はざるか如き父子兄弟は同時に會計檢査官たることを得ざるが如き是れなり。

會議

會計檢査院の會議は會計檢査官を以て組織し總會議は院長之れを開き部會議は部長之れを開く其の總會議を以て議決すべき事項は法律上一定せらる即ち會計檢査成績の上奏を爲し又は天皇の下問に奉答ずるとき決算檢査報告書を確定するとき收支出納にかゝる各省の命令を發する場合に會計檢査院か意見を陳述するとき檢査事務の規程計算證明の樣式及び提出の期限を定め又は之を改正するとき其他院長に於て總會議に附するの必要ありと認めたるとき是れなり。

總會議は會計檢査官現員の三分の二以上部會議は其の部の會計檢査官現員の半數以上出席するに非ざれば議決を爲すことを得ず議事は多數決を以て之れを決す可否同數なるときは議長の決する所に依る。

院長は總會議の議決を不當と認むるときは其の執行を停止し議決の日より十四日以內に之れを再議に附す再議の議決に對しては其の執行を停止するこ

とを得ず部長が部會議の議決を不當と認むるときは其の執行を停止し議決の日より七日以內に之れを總會議に提出するものとす。

第二會計檢査の內容

會計檢査院法第十二條に曰く、

會計檢査說は官金の收支官有物及び國債に關る計算を檢査確定して會計を監督す。

と即ち會計檢査院の職司は一言にして言へば會計を監督するに在り而して此の會計監督の實を擧げんが爲めに國家一切の決算を檢査確定するものとす玆に檢査確定と云ふは決算の內に包含せられたる箇々の事實に付て其の正鵠を得たるものなりや否やを檢査し其の正しきものと然らざるものを確定するの謂なり即ち政府が主計簿の結果に由りて總決算を調製したるは調製の手續としては結了を告げたるものなるや其の中違算誤謬なきを期すべからず檢査確定とは即ち此の正否を識別するの謂なり。

會計檢査の範圍は直に一國の財政全般を掩ひ及ばざる所なしと云ひて可な

り盖し斯くの如くならしめずんば會計監督の實效を擧ぐること能はざればなり會計檢査法第十三條に曰く、

會計檢査院檢査を要するもの左の如し。

一、總決算

二、各官廳及び官立諸營造の收入及び官有物に關る決算

三、政府より補助金又は特約保證を與ふる團體及び公立私立諸營造の收支に關する決算

四、法律勅令に依り特に會計檢査院の檢査に屬せられたる決算

と是に由りて見れば會計檢査院の檢査を要するものは極めて廣し各官廳及び官立諸營造の收支とは即ち此の總決算の各局部に付ての收支にして此の收支に付て仔細に檢査を遂ぐるにあらざれば總決算の內容に亘りて檢査の實を擧ぐること能はざるなり次に補助團體營造物の收支決算を檢査するが如きも亦總決算の表面のみならず深く其の裏面に立ち至りて檢査を爲すの必要より生ぜるものとす茲に補助團體とは例之公共團體としては府縣の如きあり私立團體としては諸種の銀行會社の如きを云ふ即ち府縣は大土木工事等に付て往々國庫の補助を仰ぐことあり又南滿鐵道會社の如く政府より一定の補給を仰ぐものあり日本郵船會社其他の如くに航海奬勵金として一定の金額を下附せらるゝことあり此等のものは總決算又は各官廳の收支決算に付て見るときは單に概括的の記載あるのみなるを以て檢査の實を盡すには是非とも此等の團體自身につきて檢査を行はざるべからず然らずんば一方に冗費濫出して一方には政府の補助を仰ぐが如きことなしと云ふこと能はざれば之れと同樣に彼の補助營造物即ち學校病院の如きものも亦檢査を爲すことを要するなり。

之れを要するに各官廳營造物の決算又は補助團體營造物の決算の如きは總決算の良好なる檢査の實蹟を擧ぐる爲めに檢査を爲すの必要あるものとす但し官有物の計算法律勅令に依り特に會計檢査院の檢査に屬せられたる決算は各別箇の目的を有するものとす此の最後のものは歲入歲出外の現金計算の謂にして例之保證金供托金郵便貯金の如きものなり。

以上の如く會計檢査の範圍は極めて廣汎のものなるが茲に一の例外を爲す

機密費

ものは政府の機密費なりとす院法第二十三條に曰く、

政府の機密費に關る計算は會計檢査院に於て檢査を行ふ限にあらず。

と現今機密費として總豫算に計上せらるゝものは內閣機密費外務省機密費內務省機密費裁判所機密費陸海軍機密費統監府機密費稅關機密費等とす此等のものに付ては深く其の內容に立ち至りて何々の爲めに何程を要したりやを檢査すること能はず唯大體上其の金額は全部費消せられたりや又若干の殘額を生じたりや等を推問することを得るのみ、

會計檢査をなす

會計の檢査は如何なる點に付て爲すものなりや是れ次に解決すべき問題なり院法第十四條に曰く、

會計檢査院は憲法第七十二條に依り決算を檢査確定すると同時に左の諸項に付報告書を作るべし。

(一)總決算及び各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や。

(二)歲入の賦課徵收歲出の使用官有物の得有沽賣讓與及び利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や。

(三)豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否や

之れを略言せば會計檢査の實體は、

(一)計算の正否

(二)法規適用の正否

(三)豫算遵由の正否

如何を審査するに在ることを知るべし茲に豫算遵由の正否とは之れを換言せば歲入に付ては豫算と現計と差異ある場合には如何なる理由にて差異を生じたるか歲出に付ては經費の支出が豫算の款項に定めたる目的と定額の內に在るや否やを檢査するを云ふ。

正當なりや不當なりやも檢査すべきものとす

然れども會計の檢査をして單に以上の三點に止まらしめば會計檢査院の職司は全く機械的にして能く會計監督の實を盡したるものと云ふべからず會計の檢査によりて眞に會計監督の實を擧げしめむには是非共會計檢査院をして財務行政の事實に立ち入りて普に計算の正否法規豫算遵由の有無に付て檢査

するのみならず其の收支の利害得失に付て檢査するの權利を附與せざるべからず之を換言せば會計の檢査は更に一步を進めて其の收支が正當なりや不當なりやを檢査せざるべからず例之或る官廳にて千圓以上の物品を購入するに隨意契約の方法に由れりとせば是れ會計法第二十四條に違反するものなり又其の購入が豫算定額を超過することありとせば是れ豫算に遵由せざるものなり然るに設令法規に違反せず又豫算定額を超過せざるも時價千圓なるべきものを二千圓にて購入するとか其の官廳には贅澤極まるにも拘はらず或る物を購入するとか云ふが如き場合あるべし若し會計の檢査にして單に前者に止まりて後者に及ばすとせば會計の檢査は表面に止まりて其の實質にまで立ち至りたるものと云ふべからず國家の財政は依然として不經濟を極むるなるべし。是を以て院法第十五條は曰く、

會計檢査院は各年度の會計檢査の成績を上奏し其の成績に付て法律又は行政上の改良を必要とすべき事ありと認むるときは併せて意見を上奏することを得。

と規定し又會計檢査事務章程第二十七條には

會計檢査院は檢査の事項に付當該官吏に對しては審理書を發し國務大臣に對しては質問書又は注意書を發することを得。

と規定せり即ち之に由れは會計檢査院は行政上改良すべき點に付ては上奏を爲し得べく國務大臣其他に對しては注意を促がすの權利ありと云ふべし果して然れば我國に於ても會計檢査の內容は單に院法第十四條に規定せるものゝみに限らずして其の收支が經濟的に爲されたるや否やをも併せて檢査することを得るものと云ふべし而して我が會計檢査院の決算檢査報告に徵すれば「豫算及法律勅令違背の事項」と題し其の中に以上の經濟的の檢査の結果を記載するを見る是れは畢竟「法規適用の正否」なる解釋を廣義ならしめ啻に違法の處置のみならず不當の處置をも包含せしめたるものと見るの外なし。

以上說明する所に由りて見れば會計檢査院の職司は之れを分つて二箇となすことを得可し。

(一)出納監督

(二)行政監督

是れなり出納官吏の計算に關するもの行政監督は收支の命令官に對し法規上豫算上經濟上の檢査を爲すことを云ふ。

第三、行政監督

行政監督とは會計檢査院が收支の命令系統に對して行ふ所の監督を云ふ其の命令系統とは收入に付ては歳入徵收官支出に付ては仕拂命令官の謂なり而して其の監督の內容は

(一)其の收支が法規に違反することなきや否や。

(二)法規に違反せざる迄も其の收支が不當なるや否や。

(三)其の收支が豫算に遵由せるや否や。

歳入徵收官の計算書

に在りとす而して之れが爲めに歳入徵收官並に仕拂命令官は計算書を調製して會計檢査院に送付せざるべからず會計規則第五十二條に曰く(第二項)

歳入を徵收する官吏は會計檢査院に證明の爲め毎年度歳入徵收額計算書を調製し證憑書類を添へ其の歳入事務管理廳に送付し歳入事務管理廳は之れ

を會計檢査院に送付すべし。

此の計算書は後に說明する仕拂命令官の調製する計算書と異り毎年度一回の調製を以て足れりとするが故に之と區別する爲め或は呼んで年證明の計算書と云ふことあり而して此の計算書は一度先づ各省大臣の手に送付せられ更に會計檢査院に送付するを原則とす蓋し各省大臣は其の部下を指揮命令すると同時に其の過失に付て監督上の責任を有するを以て各省大臣は部下の歳入徵收官の計算書に付き一應調査を爲し以て會計檢査院に送付するなり。

其の手續

此の歳入徵收額計算書の手續に付ては會計檢査院にて定めたる租稅徵收額證明規程(明治三十四年五月會計檢査院達第二號)及び租稅外歳入徵收額證明規程(明治三十四年六月會計檢査院達第四號)に定めらる之に由るときは歳入徵收額計算書幷に其の添付文書は凡て會計檢査院の定めたる書式に依りて調製せざるべからず而して其の添付文書幷に證憑書類の種類も亦一々會計檢査院の定むる所に從ふを要す又計算書の備考としては例之缺損補塡を受けたるものあるときは其の金額事由、金庫出納區域以外の金庫に納入せしめたるものあるときは其の金額及び金庫名其の他租

稅にありては市町村に於て亡失したる稅金にして其の責任免除を受けたるものあるときは其の金額事由等を記載せざるべからず。

歲入徵收額計算書の會計檢查院に提出期限は租稅と租稅外收入とに由りて異れり即ち租稅に在りては翌年度七月十五日までに提出するを要し租稅外の收入に在りては翌年度五月三十一日までなることを原則とし但處分未了のものあるときは其の事由を會計檢查院に報告し七月十五日までに提出すべきものとす。

仕拂命令官の計算書

仕拂命令官の計算書に付ては會計規則の同條第三項に規定あり曰く。

仕拂命令官は會計檢查院に證明の爲め每月支出の計算書を調製し證憑書類を添へ其の主管大臣に送付し主管大臣は之れを會計檢查院に送付すべし。

と而して歲入徵收官の計算書に對して之れを月證明の計算書と云ふことあり蓋し支出計算書は每月一回之れを調製することを要すればなり其の每月調製すべきことを規則上命令せるは支出は徵收に比して其の數非常に多く又違法不當の處置少しとせず是れを檢查監督するには到底一年一回の計算書に依り

短日月に爲すことの極めて難事に屬すればなり又計算書は凡て一應主管大臣に送付し更に會計檢查院に送付するを原則とするの趣旨は前述せる所に同じ。

其の手續

支出計算書の手續に付ては會計檢查院の達なる支出證明規程（明治三十二年五月院達第一號）に定めらるる是に由るときは支出計算書は會計檢查院の定めたる一定の書式に依ることを要し是には諸種の添付文書證憑書類を添へざるべからず例之仕拂命令に對する支出の證憑として正當受取人又は金庫の領收證書を提出すべきか如し而して此の證憑書は凡て原本に限るものとす。

又支出計算書の備考に記載すべき事項は缺損補塡を受けたるものあるときは其の金額事由、科目更正若くは定額戻入を爲すべきものあるときは其の金額事由、誤拂過渡其の他の返納に由り歲入に組入るべきものあるときは其の金額事由の三者とす又支出計算書の提出時期は凡て翌月十五日までとす。

直接送付

以上の如く歲入徵收額計算書並に支出計算書は原則としては一旦各省大臣の下に送付せしむる者とするも時に監督の任にある官吏若くは特に主管大臣より委任を受けたる官吏より直に會計檢查院に送付せしむることを得べし（會計

規則第五十二條第四項例之內務省所管に於て各府縣知事は其の支出計算書並に證憑書類を直接に會計檢査院に送ることを許されたるが如し（明治二十六年十二月內務省訓令第二十七號）

會計檢査院は各命令官より計算書を受領し之れを檢査し或る事項に付き不滿を感ずるときは彼等に對して審理書を發することを得審理書の內容は

(一)不合規の件に關する批難
(二)將來の措置に關する注意
(三)不明瞭の件に關する推問

の三者を包含するものとす。

會計檢査院の審理書に對して各命令官は答辯を爲さゞるべからず然れども會計檢査院は其の答辯を以て適當ならずと認むるも直に何等の處置を爲すこと能はず其の結果は唯會計檢査院決算檢査報告書若くは檢査成績書に記載して君主並に帝國議會に現はるゝものとす是れ出納官吏に對する審理書と趣を異にする所にして出納官吏の答辯が不適當なりと認められるゝときは本屬長官に對する處分要求書と爲り當該官吏は之に由りて處分せらるゝものとす。

審理書

質問書注意書

歳入徴收官又は仕拂命令官には前述の如く審理書を發すと雖も國務大臣に對しては審理書の代りに質問書若くは注意書を發するものとす此の質問書又は注意書は其の內容に至りては全く審理書と同一なり而して如何なる事項は審理書を以てし如何なる事項は質問書注意書を以てするやは法規の上明了なる規定なし唯會計檢査院が其の事重大なりと認むる場合又は其の事が其の部下一般に亘れりとする場合に於て後者の方法を用ふるものと見るの外なし今左に審理書の書式を掲ぐ。

審理書

何廳明治何年何月計算書

事項

何費

俸給及諸給

一、何々

答辯

二、何々
廳費
三、何々
右答辯を要す

證明者宛

會計檢査院部長

會計檢査院は執行權を有せず

會計檢査院は前述の如く其の不當と認むる點に付き命令官に對して批難指問注意等を與ふることを得べし然れども會計檢査院は行政官廳に對して命令權若くは執行權を有するものにあらず例之或る官廳に於て不相應に贅澤なる物品を購入し尚購入せんとしつゝあるに際し會計檢査院之れを發見し審理書を發して之を批難し注意することあるも會計檢査院は直接に之れに命令して其の購入を中止せしむることを能はざるなり。

此の點より看察すれば會計檢査の效力は餘りに重大ならざるが如し然れども會計檢査院の意見が檢査成績書及び檢査報告書中に現はるゝや或は君主の親閱する所となり或は議會の審査の材料となり政府は爲めに責任を免るゝことを能はざるに至る其の結果として以後斯くの如き處置は一般に謹愼を加ふることゝなるべし是れを以て會計檢査院の行政監督はたとひ直接に其の效力を見ざるにもせよ間接には其の效力の及ぶ所頗る大なりと云はざるべからず加之會計檢査院をして妄りに命令權を有せしむるが如きは百弊ありて一利なきものなり何となれば政府は之れに由りて行政の運用を敏活ならしむることを得ず又常に責任を他に推諉するの弊を馴致すべければなり。

第四、出納監督(一)

出納監督とは金庫出納役若くは出納官吏に對して行ふ所の監督を云ふ而して其の監督たるや彼の命令系統に對する行政監督と趣を異にするものあり即ち其の檢査の內容を擧ぐれば

(一)其の出納の計算に誤りなくして現金は正確に存在するや否や

(二)法律命令に違反する收支の命令に對して出納を爲せしや否や

出納監督に前者の必要なるは言を俟たず後者は支出に付ては會計法第十四

條會計規則第四十五條等に定むる所にして收入に付ては何等の規定なしと雖も支出と同樣なる制限を有する事は言はずして明かなり而して茲に「法律命令」と云ふは廣く一般の法令の意味にあらず出納の手續を規定せる法令の意味に解すべきものとす即ち其の命令が合式なるか仕拂の金額が豫算定額の範圍內に在りや仕拂の手續に瑕疵なきや等の點に付きて檢査を行ふべきものなり。

出納機關は以上の檢査を經るが爲めに各計算書を調製せざるべからず即ち金庫出納役に付ては會計規則第百十一條に規定あり。

金庫出納役は會計檢査院の檢査判決を受くる爲め一年度內に執行したる出納の計算書を調製し證憑書類を添へ之を大藏大臣に送付すべし。

金庫出納役は會計檢査院の檢査を受くる爲め毎月各金庫出納內譯書を調製し證憑書類を添へ大藏大臣に送付すべし。

大藏大臣は前各項の出納計算書及內譯書を調査し之を會計檢査院に送付すべし。

而して以上の金庫出納計算書幷に金庫出納內譯書の手續に付ては會計檢査

金庫出納役の計算書

院の規定せる金庫出納證明規程（明治三十三年四月會計檢査院達第一號）あり今其の大要を述ぶれば金庫出納計算書金庫出納內譯書は共に會計檢査院の定めたる書式に依て調製することを要し之れに一定の證憑書類幷に添付文書を添へて會計檢査院に提出すべきものとす其の提出期限は金庫出納計算書に在りては年度經過後三箇月以內金庫出納內譯書に在りては翌月十五日までとす。

又金庫に於ては其の保管する現金又は有價證券の亡失損失ありたる場合に於ては其の事實を詳記したる報告書を提出するを要し而して之れが爲めに辨償を命ぜられ又は缺損補塡を受けたるものあるときは其の金額事由を詳記したる報告書を提出すべきものとす。

次に收入官吏の計算書に付ては會計規則第九十七條に左の規定あり。

收入官吏は會計檢査院の檢査判決を受くる爲め一年度內に執行したる出納の計算書を調製し證憑書類を添へ歲入を徵收する官吏に送付し歲入を徵收する官吏は其の下檢査を執行し下檢査書を添へ之れを會計檢査院に送付すべし。

收入官吏の計算書

而して其の收入計算書の手續に付ては收入證明規程（明治三十三年五月會計檢査院達第二號）あり之に依れば其の書式は會計檢査院の定むる所に依るべく之れに證憑書類と本屬大臣又は大藏大臣の檢定書（會計規則第九十三條）とを添付し計算書の備考には缺損補塡を受けたるものあるときは其の金額事由損失の辨償を命せられたるものあるときは其の金額事由、金庫に拂込未濟又は債主其の他に拂渡未濟に係るものあるときは其の金額事由、右金額にして後任官吏に引繼きたるものあるときは其の事由を記載すべきものとす。

下檢査を執行する官吏に於て收入計算書及び證憑書類を受けたるときは十五日以內に下檢査を執行し之を提出するを要す下檢査書には（一）收入計算書と現金出納簿との符合及び殘額現存の保證（二）事實に適合せずと認定したる事項の金額事由を記載するを要す而して收入計算書を會計檢査院へ提出する期限は年度經過後一箇月以內とす。（會計規則第九十八條）

最後に現金前渡官吏の計算書に付ては左の規定あり

現金前渡官吏の計算書

現金前渡を受けたる官吏は會計檢査院の檢査判決を受くる爲め每月支拂計算書を調製し證憑書類を添へ支拂命令官に送付し仕拂命令官は其の下檢査を執行し下檢査書を添へ之れを會計檢査院に送付すべし但行軍費航海費の如きは行軍若くは航海の終りたるとき本條の手續を爲すことを得。

現金前渡官吏の計算書は每月調製するを要するが故月證明の計算書と云ひ之に對して收入官吏の計算書は年證明の計算書と稱せらる。

支拂計算書の手續は仕拂證明規程（明治三十二年五月會計檢査院達第二號）に定めらる其の書式は會計檢査院の定むる所によるべきは勿論證憑書類は原本に依り添付文書と共に之に添ふるを要し備考に記載すべき事項も一定せらる其の他下檢査を執行し下檢査書を調製すべきは收入計算書に異る所なし而して支拂計算書の提出期限は翌月十五日までとす。

分任出納官吏

其の他分任出納官吏の出納は總て主任出納官吏の計算として取扱ひ其の計算書は各別に提出するを要せず然れども主任出納官吏と分任出納官吏との責任は各別に之れを負擔すべく其の計算書を同一にするは唯取扱上の便宜に過ぎざるが故に會計檢査院に於て必要と認むるときは特に分任官吏をして計算

書を提出せしむることあるべし（會計規則第九十九條の二）

出納官吏交替のとき

出納官吏の責任は後任者に及ばざるものなるが故に出納官吏交替を爲したるときは其の前任者と後任者の責任を辨別せんが爲め其の在職期限間に執行したる會計の計算書を調製し以上の手續を履行すべきものとす（同第九十九條）其の他出納官吏死亡其の他の事故に由り自身に計算書を調製すること能はざる場合あり此の場合に於ては各省大臣は特に命じたる官吏をして之を調製せしむ又出納官吏にして計算書の提出を怠り定期内に送付を爲さざるときは各省大臣は他の官吏に命じて之れを調製せしむ以上の計算書は之れを稱して代理調製の計算書と云ひ出納官吏自身にて調製したるものと看做し會計檢査院に於て檢査判決を受けしむ（同第百條）

代理調製

以上述べたる所の計算書は其の一旦會計檢査院に提出せらるゝや其の修正變更を爲すことを得ざるものとす（同第百一條）是れ計算書の提出者をして愼重の用意を以て之れを調製せしめんとの趣意に出づ然れども若し提出後に於て自ら其の誤謬を發見したるとき絶對に從前提出せるものに依りて檢査判決を爲す

判決

ことゝせば當事者の意思に背くことゝなる是れを以て斯くの如き場合には後に訂正書を提出するを許可することゝなせり然れども一旦提出したる計算書は如何なる事情ありとも之れが撤回を許さゞるなり。

第五、出納監督（二）

會計檢査院は金庫出納役出納官吏より提出せる計算書及び證憑書類により檢査を爲し判決を下すものとす但し茲に云ふ所の判決は司法裁判所に於て爲す所の判決とは大に趣を異にするものあり即ち裁判所に於ける判決の決定するや直接に當事者其の人に對して之れを宣告するものなり然るに會計檢査院の判決に至りては直接に當事者に對して宣告するものにあらずして單に本屬長官に對して爲す所の一の通告たるに止まる唯其の通告たるや受領者は唯之れを受領するのみに止まらずして其の通告書の内容に從ひて處分を爲すべきものとす若しも本屬長官にして之れか處分を怠ることあるときは本屬長官は檢査成績書及び檢査報告書の記載する所により君主又は議會に對して其の責に任ぜざるべからざることゝなるなり。

判決書

會計檢査院か以上の判決を下すや判決書なるものを調製して之れを本屬長官に送附するものとす會計檢査院の判決の性質上述の如くなるを以て此の判決書も司法裁判所に於けるが如く直に本人に對して執行處分を爲すの效力を生ずるものにあらず會計檢査院は自から執行處分を爲し得るものにあらず判決書は唯檢査の結果を表明したるものに過ぎざるなり。

審理書

會計檢査院か判決を下すまでには金庫出納役出納官吏に對して其の不明不備と認むる點に付て審理書を發し得ることは歲入徵收官仕拂命令官に對すると異なる所なし而して彼等は之に對して答辨を爲さゞるべからず然れども命令系統に對する場合とは其の審理書の效力に付て著しき差異あり即ち命令系統に對する場合には其の答辨が正當ならずと認むるも會計檢査院は何等の處置を執ること能はず唯檢査成績書及び檢査成績書に現はれ來ることあるのみ然るに出納系統に對する場合に於て其の答辨が正當ならずと認められたるときは直に判決書の上に現はれ此の判決書は處分要求書と共に本屬長官に送附せられ出納官吏は之れに依りて處分せらるゝことゝ

處分要求書

なるなり。

處分要求書

何職官某の證明に係る何々の件別紙の通り判決候條御處分の上報告有之度候也

年月日

會計檢査院長

本屬長官宛

判決書

何職官某證明何々の件に對し何々計算書及び證憑書の檢査を遂ぐる處其の證明の要旨は何々と云ふに在り依て之れを審按するに何々右の理由に依り判決することゝ左の如し。

何職官某は何々

會計檢査院

此の判決書と共に送付せらるゝ處分要求書なるものは會計檢査院が檢査の結果正當ならずと認めたるときに發するものにして若し正當なりと判決したるときは認可狀を交付するものとす院法第二十條に曰く。

會計檢査院は出納官吏の計算書及び證憑書類を檢査し正當なりと判決したるときは該官に對し認可狀を付し其の責任を解除す若し必要なる場合に於ては之れを推問し辨明又は正誤を爲さしめ仍正當ならずと判決したるときは本屬長官に移牒して處分を爲さしむ。

是れに由りて觀れば本屬長官は處分要求書を受くるときは部下の出納官吏に對して處分を爲さゞるべからず而して判決書は之れに添付して其の理由を說明せる文書と見るの外なし司法判決の如く決して單獨に其の效力を生ずるものにあらざるなり。

處分執行

會計檢査院の處分要求書は强制的の效力あるものにあらずして本屬長官之を實行したるとき始めて出納官吏に對する辨償責任となりて其の效力を生ずるものなり會計檢査院は處分執行權なく出納の計算に對して單に批判的の要求を爲し得るのみ然りと雖も若しも本屬長官にして會計檢査院の處分要求書に全然從はざるか或は之と異なる處分を爲すときは本屬長官は新に之に關して責任を負担せざるべからざることゝなるなり即ち會計檢査院は處分要求書

に對する本屬長官の處分を以て適當ならずと認むるときは其の事由を檢査成績書に載せて上奏すべく（會計檢査院法第二十九條）又檢査報告書に載せて議會に於ける決算議定の材料に供せらるべきなり。

會計檢査院の處分要求書幷に判決書に對し本屬長官が實行を怠る場合は措て問はず若し本屬長官にして之に從ひて處分を爲す場合に於ては本屬長官は司法裁判に於けるが如く妄りに酌量減刑を行ふことを得ず院法第二十一條に曰く。

會計檢査院の判決に據り辨償の責を負ふ者は天皇の恩赦に由るの外本屬長官之れを減免することを得ず。

故に例之會計檢査院の判決に依り或る收入定規が一千圓の辨償を命ぜられたる場合に於て其の本屬大臣は之れを八百圓に減じ又は全然免除することを得ず若し事情の察すべきものありとせば天皇に恩赦を奏請することを得るのみ然れども辨償金を減免せざる範圍內に於て其の辨償の方法に付ては多少斟酌することを得べし例之以上の千圓を一度に取り立てずして年賦にて取り立

つるが如し併し其の處分にして不適當なりと認むるときは會計檢査院は檢査成績に載せて上奏することを得るは會計檢査事務章程第三十條に規定せる所なり。

認可狀

又若し以上の場合と異り出納官吏の計算正當なりと認むるときは會計檢査院は認可狀を交付す認可狀は又本屬長官を經由して交付するものなることは事務章程第二十八條に規定せらる認可狀とは出納官吏の既往の計算に關する責任を解除するものにして一種の證明書なり從て認可狀は出納官吏の計算正當なりと認められたる場合は勿論出納官吏が其の負擔すべき缺損金の辨償を終へたるときにも亦之れを交付するものとす然れども此の證明書は絕對的の性質を有するものにあらずして院法第二十四條に左の規定あり。

再審

會計檢査院は認可狀を附するの後と雖も其の付したる日より五箇年內に於ては出納官吏より之れを請求するか又は計算書の誤謬脫漏二重記載あることを發見したるときは再審を爲すことを得但し詐僞の證憑を發見したるときは五箇年間後と雖も再審を爲すことを得。

併し茲に出納官吏より再審を請求する場合とは判決書に依りて辨償を命ぜられたるときなりと解せざるべからず然らずんば法文の意不通となるの惧あり又其の再審を請求するに當りて出納官吏は單に前判決を不當なりとして他に何等の理由なく之れを請求することを得ず必らずや後に有力なる證憑を發見せりとか以前の證明に脫漏ありしとか或は審理の際手續上缺くる所ありとか云ふ理由なかるべからず然らずんば設令再審を爲すとも其の結果は一審の場合に同じくして何等の効なかるべきを以てなり。

而して此の再審を行ふに當てや會計檢査院は其の審査は前に該件の檢査を擔當せざりし他の部に移して之れを爲さしむべきものとす此の再審は即ち終審にして出納官吏は此の再審の判決に對し更に審判を請求することを得ざるなり。

第五、檢査の方法

會計檢査院が其の職權に依りて行政監督及び出納監督を爲すことたる前述の如し而して其の職權を盡すが爲めに行ふ所の檢査の方法は原則として書面

檢査の方法を採るものなり。

書面檢査

書面檢査とは書類を徵して檢査を爲すことを云ふ即ち前述せる如く歲入徵收官吏仕拂命令官出納官吏金庫出納役より計算書を每年又は每月提出せしめ證憑書類添付文書を添へしめ之れに依りて決算が果して正當なりや否やを檢査するは是れ書面檢査にして檢査の原則とする所なり。

會計檢査院が書面檢査を原則とするの結果として其の提出する書類の樣式を一定するの權を有す是れ院法第十八條に

會計檢査院は計算書及び計算證明の樣式(中略)を定む。

と規定せる所以なり蓋し提出書類の樣式にして統一を缺きしかも蕪雜ならんか會計檢査院は檢査の爲め大なる勞力を要すべく或は爲めに其の目的を達すること能はざるの虞れあればなり然り而して此の事たるや一見甚だ重要ならざるか如きも實際上非常に注意すべき點にして檢査の實績を擧ぐると然らざるとは其一半は掛りて玆に在りと云ふて可なり是れを以て院法第二十二條に、

出納官吏計算書及び證憑書の提出を怠り又は樣式を守らざるときは會計檢

實地檢査

査院は本屬長官に移牒して懲戒處分を要求することを得。

との規定を設くるに至れり。

其の他會計檢査院は書面檢査の結果として其の必要なる場合に於ては各官廳の帳簿等を徵して檢査するの必要なることあり院法第十九條は此の事を規定せり。

會計檢査院は各官廳をして檢査上必要なる簿書及び報告を提出せしめ及び主任官吏の辨明書を求むることを得。

然るに同條第二項に曰く、

會計檢査院長は檢査上必要と認むるときは主任官吏を派遣し實地檢査を爲すことを得此の場合に於ては豫め本屬長官に通知し該長官は主任官吏をして檢査に立會を爲さしむることを得。

此の實地檢査の補充若くは例外として行はるゝものにして檢査官自ら現場に臨み以て實物に付て檢査を遂ぐるものなり此の方法たるや實際上極めて必要なるものにして或る場合に於ては實地檢査に非ずんば

殆んど其の目的を達すること能はざることあり例之或る省にて一の工事を爲したりとせんに唯計算書其の他證憑書類のみを閲しては到底該工事か經濟的に當初の計劃通りに成功せしや否やを知ること能はざるべし然るに今若し現場に臨んで一々之れを檢査せば其の正否は一に掌を指すが如く明了なるべきなり。

委托檢查

以上の書面檢查實地檢查は共に重要なるものにして二者互に相補足援助して以て會計檢查の實を擧ぐることを得べし然るに院法第十六條は此の外に委托檢查の方法を認めたり委托檢查とは行政官廳をして其の官廳中一部に屬する計算の檢查を爲さしむることにして其の範圍は嚴に出納檢查に限られて行政監督上の事項に及ばざるなり是れ蓋し餘りに重大ならざる事柄に付て便宜上委托を爲したるものに過ぎず而して委托檢查の結果として其の出納官吏に對する責任解除の如きも亦當然委托官廳に屬するものとす但し該官廳は其の檢查の成績を會計檢查院に報告するの義務あり又會計檢查院は以上の委托あるに拘はらず時宜に依り其の所管の官廳をして計算書を送付せしめ之れが檢查

決算檢查報告

を行ふことを得べし而して再審に付ては委托を爲すこと能はず會計檢查院常に自ら之を行はざるべからず。

第六檢查報告及檢查成績

會計檢查院の決算檢查報告は會計法十七條に依り會計檢查院之れを作りて政府に送付し政府は總決算の添付文書として帝國議會に提出するものを云ふ蓋し總決算にして帝國議會に提出すべきものなりとせば其の決算の內容に付て之れが正否を判斷すべき資料なかるべからず然るに今政府より會計檢查院に送付せる如き證憑書類を悉く添付すべきことゝせば到底短日月の間に之れを區別して審查の實を擧ぐること能はざるべし必らずや簡短にしてしかも決算の正否を一目瞭然たらしむるものなかるべからず是れ議會の方より見て會計檢查院の檢查報告の重要なる所以なり加之之れを會計檢查院の方より見るも既に決算を檢查確定する責任を有する以上は其の結果に關して不法不當の點を列擧せる檢查報告を調製し以て帝國議會審查の資料に供するの必要あり蓋し會計檢查院は能く決算を檢查確定すと雖も前述の如く行政官に對して批評

者の地位に立つに過ぎず故に其の非違を匡正し將來の改良を促すには更に他の機關の協力に俟つの必要なることを感ずるなり又政府の方より云ふも會計檢査院の非難する所ろ必ずしも政府の過失とすべからざるものあり此等の點に付ては宜しく他の機關をして判斷を下さしむるの希望すべきことなるあり是れ即ち檢査報告の必要なる所以なり。

決算檢査報告は左の分類に依る。

(一)決算額と出納官吏證明額との對照

(二)豫算及法律勅令違背の事項

(三)豫算超過及豫算外の支出

而して其の最も意を注ぐは第二にして當に不法の事實のみならず不當の事實をも包含せしむるものとす而して其の體裁は先づ始めに全體の違法不當の件數を揭げ而して款項を逐ふて各箇の事實を詳記するものなり今其の前者の書式を擧ぐれば左の如し。

豫算及法律勅令違背の事項

檢査報告の内容

明治三十八年度歳入の賦課徵收歳出の使用及官有物の處分に於て豫算又は法律勅令に違背したる事項は

歳入に於て

一、九〇六・二五〇円　租稅の徵收不足に屬するもの一件

一二、四三一・六六二円　公用又は公益事業の名義を以て隨意契約に依り物件の賣却を爲したるもの七件

競爭入札に付すべき物件の賣却を隨意契約に依りたるもの五件

二、二三〇・六〇一円　甚しき低價を以て土地の拂下を爲したるもの一件

九・二四三円

合計十四件

一六、五七七・七六五　歳出に於て

豫算の目的外の支出を爲したるもの二件

二〇、七〇〇・〇七〇円　備入を爲さゞる外國入給與の豫算を要求し殘餘として資金に編入せしもの一件

七、九八〇・〇〇〇円　競爭入札に付すべき物件の購買を隨意契約に依りたるもの四件

五、三九四・四八〇　虛僞の事實に對し支出を爲したるもの一件

二八、〇九六・四五〇円　煙草專賣法發布の際現存又は取得せざる建物及敷地に對し交付金を給與したるも

の一件　一二、〇一三・九六一円
臨時事件費を以て通信事業の擴張に伴ふ經費を支辨したるもの五件　七一、六七七・二二〇円
其他不當なるもの三　七六二・一四〇
合計十七件　一四六、六二四・三二一
國債に於て
煙草專賣法發布の際現存又は取得せざる建物及敷地に對し交付金を增給したもの　五二三、三〇〇・〇〇〇円
一件
官有物に於て
不當の評價格に依り土地の交換を爲したるもの二件
土地を低價に拂下げ家屋を建築せしめたるもの二件
建物を交換したるもの一件

檢査成績書

なり。

次に會計檢查院の調製する檢查成績書は院長直接に君主に捧呈するものにして其の內容の如きは固より之れを知るに由なし然れども其の事たるや必ら ず行政の全體に亘り決算の著しき違法不當の點幷に立法上行政上改良す可き點等を擧げたるものなるべし然り而して之れを調製するの必要は殆んど言を俟たざる所にして會計檢查院法第一條に會計檢查院は天皇に直隷し國務大臣に對して特立の地位を有すと規定せる趣旨に依り過去現在將來に亘り財政の運用其の宜しきを期するが爲め決算に現はれたる點を基礎として直に一國の主權者に意見を開陳するものなり。

第三節　決算の審議

第一、添付文書

政府が其の決算を會計檢查院の檢查を經たる上は更に帝國議會に提出せざるべからず蓋し豫算は議會の協贊に依りて成立せるものなれば豫算施行の結果たる決算も亦之れを議會に提出して果して圓滿に行はれしや否やを審議せしむる必要あり加之決算は豫算の結果なれば決算の提出は即ち豫算の議定に好箇の資料なり又一方には會計檢查院の審查と雖も決して誤りなきを保すべからず故に更に他の機關をして兩者の見界の異る所を判斷せしむるも亦國家の政務として必要なるべし是れ決算が議會に提出せらるゝ所以なり。

然り而して議會が此の決算を審議するには必要なる資料を要す是れ添付文書の必要なる所以にして會計法第十七條に其の種類を擧げたり。

(一)會計檢査院の檢査報告

是れ既に述べたる所なり而して我國近時の慣例として此の檢査報告に對して政府の意思を表明せる「決算檢査報告に對する辯明書」を添ふるを常とす然れども是れ唯便宜上のことに過ぎず法規上必要なる添附文書にはあらざるなり。

(二)各省決算報告書

是れは各省大臣の調製する所にして總決算の內容を說明せること恰も豫算の豫定經費要求書に於けるが如し而して其の區分も亦經費要求書と同一の區分に據り翌年度十一月三十日までに大藏大臣に送付するものとす。

又我國の慣例に依れば以上の報告書の外歲入に付ては「歲入決算明細書」なるものを添附するを常とす然れども此れは法律上必要なる添附文書にあらず。

(三)國債計算書

以上の歲入決算明細書幷に各省決算報告書は決算の內容を示すものなるが此の國債計算書は決算以外國債の狀況に付て說明するものなり蓋し國債は國家の負担する債務にして其の仕拂高現在額幷に利子歩合等を一目にて知り得て之れが整理を計ることは國家財政上頗る重要のことなればなり。

國債計算書は大藏大臣之を調製し左の事項を示すものとす。

第一、當該年度末日に於ける國債種類及び現在高を示す所の計算

第二、當該年度に於て償還し及び仕拂ひたる各種國債の元高及び利子の計算

第三、最近五箇年度間に於ける各種國債增減の形況を示す所の計算

(四)特別會計計算書

特別會計は總豫算の外に立つものなりと雖も特別會計に於て一定の資本を運轉し利益を得るときは之れを一般會計に繰入し損失を招くときは一般會計より補塡すべきものとす之れを以て總決算を審議するに當ても之に繰入又は補塡を受くる所の特別會計の狀況如何を參照するの必要あり是れ添付文書として其の計算書を添ふる所以にして特別會計を立つることを許され

たる事務を管理する所の各省大臣之を調製し毎年度經過後五箇月以內に之を大藏大臣に送付するものとす而して其の內に記載すべき事項左の如し。

第一、收入計算

第二、支出計算

第三、最近五箇年度間資金の增減

第四、最近五箇年度間損益の比較

茲に資金と云ふは固定資本と運轉資本との謂なり固定資本とは建築物機械の類を云ひ運轉資本とは後幣としての資本を云ふ。

第二、議會の審議

議會の審査議決は即ち以上の總決算並に添附文書に由りて爲すものとす然れども決算は過去の事實に過ぎざるか故に之れを議決したればとて豫算の如く政府の行動を羈束するものにあらず唯過去の事實に對し國務大臣の責任問題を生ずることあるのみ。

尙茲に注意すべきは會計檢査報告に記載したる事項に付き政府檢査院議會の意見の異るとき

三者意見を異にすることあるも一は以て他を強制するの力を有せざること是れなり即ち或る法律の解釋に付き政府と議會並に會計檢査院の間に意見の相違ありとするも將來に於て政府は自己の所見を曲げて他の意見に從ふの必要なきものとすればとて議會並に會計檢査院の會計監督の效力は決して薄弱なるものにあらず即ち會計檢査院の意見は檢査成蹟書と爲りて君主に上奏せらるべく帝國議會の各院の意見は上奏決議となりて現はれ國務大臣の責任問題となればなり。

會計法論

畢

明治四十一年六月五日印刷
明治四十一年六月八日發行
明治四十三年四月　再版發行
明治四十五年二月十四日三版發行

會計法論奥付
特製　定價金五十五錢

著者　工藤重義　東京市日本橋區本町三丁目八番地
發行者　大橋新太郎　東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷者　上村龍之助　東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　博信堂
發兌元　博文館　東京市日本橋區本町三丁目

著作權所有

（大谷製本）

W323.7
KU17

帝國百科全書

每編諸大家執筆
全部二百冊ニテ完結

總目錄

一 世界文明史 二 日本新地理 三 西洋倫理學史 四 肥料撰製哲學 五 宗教學術辭典 六 新製造地學 七 農產那國文汎論 八 萬支學理 九 農業學 一〇 修辭學 一一 論理學 一二 栽培學
一三 植物營養汎論
一四 英汎文典 一五 邦語律代賀茂何林幾 一六 法律學 一七 新地理學 一八 撰文學 一九 森林學 二〇 民法物權編
二一 民法相續編 二二 國際私法 二三 國際公法 二四 倫理學 二五 日本訴訟法 二六 民法財產編 二七 法律學 二八 日用商業學 二九 商法學
三〇 民法債權編
三一 財政學 三二 日本帝國憲法 三三 近世美術史 三四 哲學概論 三五 提要經濟學 三六 商工業地理 三七 氣候及土壤學 三八 最新西洋統計學 三九 氣候學 四〇 最新分析化學 四一 農業經濟學 四二 分析化學 四三 民法財產及債權編 四四 民法親族編 四五 民法相續編 四六 政治學
四七 政治學
四八 日本運送會社 四九 社會學 五〇 支那風俗汎論 五一 日本文明史 五二 畜產各論 五三 畜產保護法 五四 獸醫學 五五 森林學 五六 國防用船舶 五七 應用菌學 五八 星學 五九 應用器械 六〇 農用三角法 六一 新撰機械學 六二 有機合成化學 六三 邦語獨逸文典 六四 無機分析學 六五 新撰世界宗教史 六六 新撰農業經濟學 六七 改修栽培各論 六八 農用氣象學 六九 經濟學 七〇 應用植物學 七一 最近養蠶學 七二 最近支那語學 七三 獨逸哲學概論 七四 英正統哲學 七五 純正哲學 七六 新撰農藝化學 七七 新撰日本文典 七八 現代支那經濟 七九 世界文明史 八〇 澤上保險法 八一 都市計畫及政策 八二 會社營業論 八三 殖民地論
八四 佛蘭西文典 八五 東洋歷史 八六 行政各論 八七 養蠶及製絲學 八八 銀行新論 八九 行政汎論 九〇 最新支那哲學 九一 國家行政學 九二 刑事訴訟法 九三 衛生學 九四 刑事訴訟法 九五 新撰動物學 九六 保險通論 九七 世界宗教制度 九八 水產學 九九 日本帝國憲法 一〇〇 露國提要 一〇一 支那近代外交略史 一〇二 露國近世史 一〇三 露國交涉史 一〇四 露國最近政治史 一〇五 露國現代史 一〇六 露國金融改革論 一〇七 稻作改良論 一〇八 稻作重要病害論 一〇九 稻作害蟲論 一一〇 新撰工業應用化學 一一一 植物學 一一二 植物學 一一三 植物學 一一四 植物學 一一五 植物學 一一六 植物學

定價

特製	並製
●一冊金四拾五錢●十冊金五圓●二十五冊金拾貳圓●百冊金四拾五圓◎全部二百冊金八拾八圓	●一冊金四拾錢●十冊金參圓七拾錢●二十五冊金八圓八拾錢●五十冊金拾七圓●百冊金參拾參圓六拾五圓●全部二百冊金六拾五圓
郵稅——一冊二付——金拾錢	郵稅——一冊二付——金八錢

一一七 日本佛教史論 一一八 日本佛教各論 一一九 園藝學 一二〇 食物營養汎論 一二一 兒童心理學 一二二 世界美術史上下 一二三 經濟政策概論 一二四 政治學汎論 一二五 獸醫學 一二六 應用定量分析 一二七 宗教汎論 一二八 朝鮮宗教進化論 一二九 佛教哲學概論 一三〇 社會倫理學 一三一 進化論
一三二 韓國新地理 一三三 清國商業地理 一三四 西洋音樂史 一三五 近世美術史 一三六 日本文明史 一三七 普通人類學 一三八 普通天文學 一三九 高等天文學 一四〇 普通物理學上下 一四一 處世哲學 一四二 國家心理學 一四三 政治汎論 一四四 最近世教育學 一四五 最近新教育學 一四六 日本語文學 一四七 佛蘭西語發音 一四八 佛蘭西語會話 一四九 獨逸語發音
一五〇 佛國印度文明發生史 一五一 動物學概論 一五二 藝術概論 一五三 最新西洋哲學概論 一五四 言語學 一五五 世界文學史 一五六 英國文學史 一五七 比較宗教學 一五八 日本文學史 一五九 北齊來學 一六〇 北宋學 一六一 經濟學 一六二 外國貿易制度 一六三 世界產業電氣 一六四 最新西洋教育學
一六五 美術史 一六六 儒教概論 一六七 哲學概論 一六八 認識原理 一六九 教育學 一七〇 心理學 一七一 論理學 一七二 倫理學 一七三 法學通論 一七四 保險法論 一七五 計算法論 一七六 經濟學 一七七 統計學 一七八 社會學 一七九 人口論 一八〇 文藝學
一八一 土地改良論 一八二 民政策 一八三 殖民論 一八四 議會政治論 一八五 海上保險法 一八六 日本語學史 一八七 應用心理學 一八八 國際私法 一八九 自然科學 一九〇 基督教 一九一 農業倫理學 一九二 日本土木史 一九三 北海道開墾史 一九四 進化論 一九五 國債論 一九六 東洋倫理學 一九七 社會學 一九八 刑法 一九九 商業通論 二〇〇 商業通論

本書特色

本書は社會に有要なる百科の學を集めて大成せんとを期し、哲學、文藝、理科、醫學、政治、法律、經濟、工藝、農商、其他諸般の學術に至る迄、苟も日進の社會に必要あらん者は網羅して遺さず、世上篤學の士本書を座右に備へ給はゞ出でずして普ねく天下の智識を萃むるとを得む、故に本全書を藏せらるゝ時は、宛かも全國の碩學大家を師聽せるに齊しと云ふ可し

本全書の希望懷抱既に以上述ぶる所の如し、乃ち各篇擔任の著者も、總て各科專門の博士學士に請ひ、或は專門學術の老宿を煩はし、以て奬學開智の一端に供せんとす、故に本全書に筆を執らるゝは、總て江湖知名の大家碩學にして、其專攻せらるゝ所を以て編述せらるゝ者なれば、世間通有の杜撰粗策なる類書とは、元より同日のものにあらざるは本館の確く保證する所也

全部科目

才今日進月步の秋運は專門學術の普及を促して已まず、本書は乃ち此急需に應じて起りたる者にして、社會智識の指導を以て任ずる者、各種の術藝を網羅して洩らさず、實に本邦未曾有のエンサイクロペヂイヤ也、獨り僻鄉師に乏しき者の座右にかくべからざるのみならず、大都大中學に在るの士と雖、亦本書に俟つ所必ず多大なる者あらん、蓋現今日本人必須の寶典也

擔任著者

本全書の著者は、悉く各科專門の博士學士を網羅し、其道に熟練せる人を以て之に當てたり、故に其記述する所、皆其蘊奧を極めたるもの、決して他の編輯者流の比にあらず、

發兌元 博文館 東京本町

法學士 山内顯君著

殖民政策汎論

（發行所 博文館）

全一冊菊判三一六頁
並製 金四拾錢 郵税八錢
特製 金五拾五錢 郵税八錢

海外發展の一大政策 向上國民の必讀書

海外に向つて發展を計らんには、鞏固なる基礎の下に殖民をなすより良策なるはなし、今や北米に於ける移民事件は我國際上の大問題として朝野の間に研究せられつゝあるに際し、本書の如き殖民政策に關する切實なる著作は蓋し刻下の急務に應ずる適著なりと謂ふべし。

法學士 山内正瞭君著

●世界殖民史（三版）

並製 金四拾錢 郵税金八錢
特製 金五拾五錢 小包金八錢

本書内容

第一編 總論
◉緒言◉殖民の意義◉殖民の種類◉殖民の利害◉殖民の要件◉人種の盛衰◉マーカンチルシステム◉勞働問題

第二編 古代史
◉埃及◉東方諸國◉フイニシヤ◉カルセージ◉希臘◉羅馬

第三編 中世史
◉アマルフイとピザ◉フロレンス◉ゼノア◉ベニス

第四編 近世史
◉緒論◉葡萄牙◉西斑牙◉和蘭◉佛蘭西◉英吉利

第五編 結論
附錄 近世殖民史年表

衆議院議員 加藤政之助君著

産業政策

●發行所 博文館

全一冊洋裝菊判美本
紙數三百十七頁
正價金六拾五錢
郵税金八錢

本書は内外最新の材料に依り産業の大方針を講じ、關税、教育、税法、貿易、鐵道、物價、市場、産業組合、港灣河川、農商、工業、貧富等十有餘の重大問題を解決せる大著述なり、在朝在野の政治家は、現時の國家問題を解決して、富國の大計を確立するの資に供すべく、農商工業家は、各其業を發展し、利益を占むるの便に供すべく、教育家は國民教育の指針と爲すべく學生は財政經濟の學理と我國現在の事實とに通じ以て其知識を加ふべく、富者は自ら反省すべく貧者は自ら慰安すべし。苟も現社界に立ちて活動する者は、何人も一讀すべきの書なり

盛岡高等農林學校 鹿兒島高等農林學校 講師 臺灣總督府囑託 農學博士 恒藤規隆君著

南日本の富源

（石版彩色圖廿枚 精確精細）
外にコロタイプ一枚寫眞版數十個挿入

全一冊洋裝菊判總クロース上製美本
正價金壹圓六拾錢
小包料金八錢

本書は多年臺灣及び沖繩地方に深き關係を有せらるゝ恒藤農學博士が南日本の利源開發を誘導し事業經營の指針となさんが爲め著作せるものにして說く所は專ら平易を旨とし臺灣本島及び附屬諸島琉球諸島大隅大島の各島竝に小笠原列島等の寶儲を紹介し以て諸般の事業經營者の便宜に供したるもの近來稀に見るの一大珍著たり

博文館編輯局編　增訂第貳拾七版

改訂增補 帝國六法全書

總革特製 正價金壹圓廿錢　小包料金拾貳錢

●發行所　博文館

全一冊菊半截洋布上製千八百九十六頁　正價金壹圓　小包料金拾貳錢

稱して「六法全書」と言ふと雖も載するところのものは、憲法、法例、裁判所構成法、民法、商法、民事訴訟法、刑法（及び陸、海軍刑法）、監獄法（及び陸、海軍監獄令）と其關係法規にして其數無量五百其の內容の豐富にして其の編成の整へる、此種の書籍中蓋し比なし、而して此第貳拾六版に於ては新に加へたる法令二三に止まらず、乃ち明治四十三年七月一日現行の法規によりて訂正せられたるものにして現行必須の法令より成れる一大寶典たり。權利の擁護に疎かならずとするの士は、座右必ず一本を缺くべからざるなり。

山田富太郎君著　（全一冊四六判三六〇頁）

●註解 戸籍事件申請届出書式　正價金卅五錢　郵稅金六錢

山田富太郎君編　（全一冊菊判二五二頁）

●文官高等官判檢事登用辯護士試驗 及第者答案集　正價金卅五錢　郵稅金六錢

最高裁判所図書館
000126688

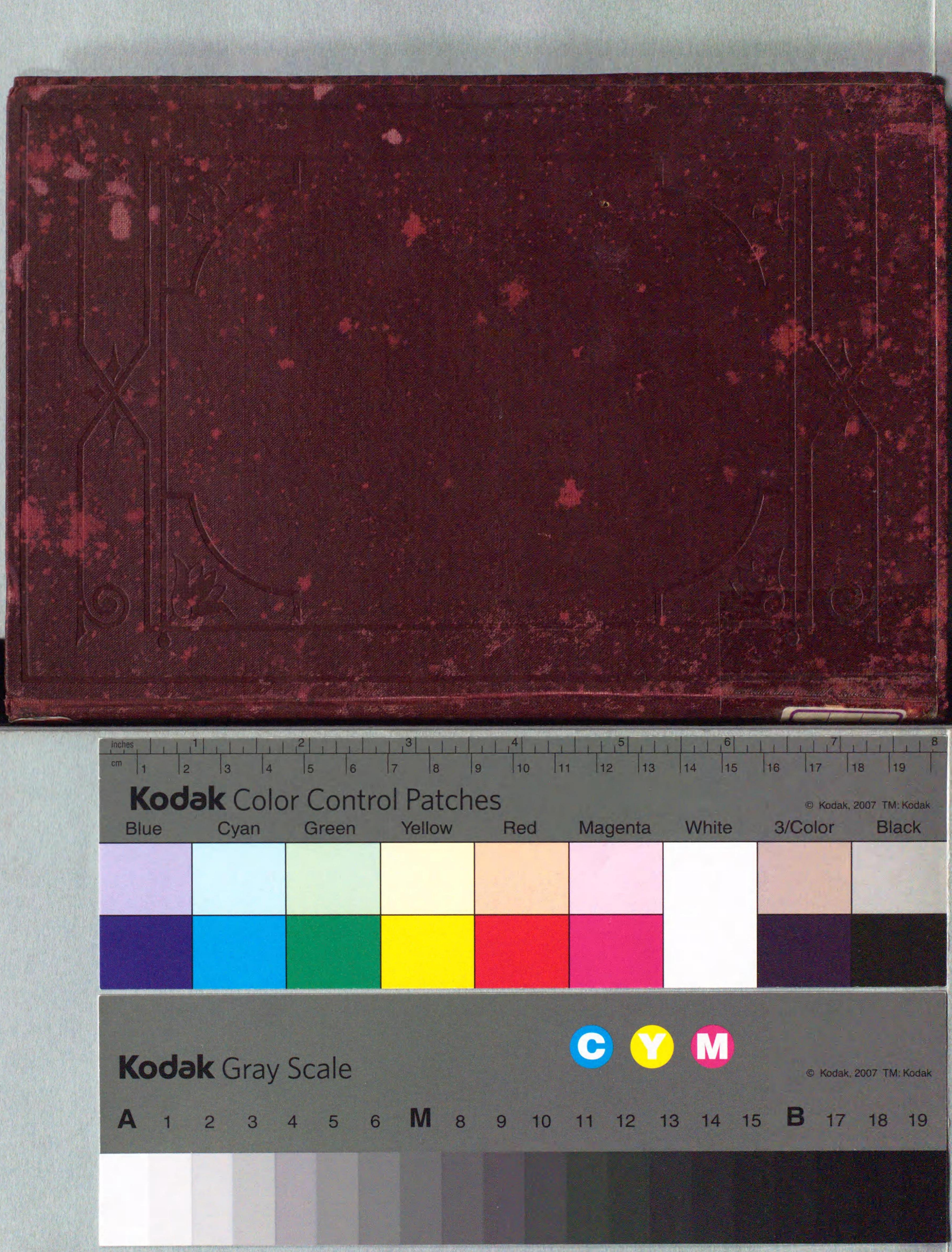
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19